

平成22年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年9月9日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 太田 健一	2番 野並 享子
	3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
	5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
	7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
	9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
	11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
	13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
	15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
	17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
	19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長	岡野 勉
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
環境経済部政策監	竹内 睦夫	教育部長	東郷 達雄
政策調整部次長	中島 宗七	総務部次長	井狩 重則
広報秘書課長	寺田 実好	企画財政課長	立入 孝次
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	吉川 加代子	書記	中原 正隆

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(鈴木市朗君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(鈴木市朗君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 20 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略したいので、ご了承願います。

(日程第 2)

議長(鈴木市朗君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 19 番、立入三千男君、20 番、河野 司君を指名いたします。

(日程第 3)

議長(鈴木市朗君) 日程第 3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問の一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう、希望します。

それでは、通告第 7 号、第 4 番、高橋繁夫君。

4 番(高橋繁夫君) 皆さん、おはようございます。議長のお許しを願いまして、質問させていただきます。4 番、高橋繁夫でございます。私は今回、3 点にわたって質問させていただきます。

まず、1 点目としまして、市長の 2 年間の実績を伺うものであります。山仲市長は平成

20年10月30日に就任され、1期4年のほぼ折り返しの2年が経過しようとしております。この2年間で、市民との対話を重視した行政運営手法、また徹底した情報の公開、集中改革プランへの取り組み、分庁舎の統合などの実績を残されました。そういった2年間の経過を踏まえて幾つかの点を伺うものであります。

まず、1点目に組織についてであります。まず、新しいトップが誕生したとき、組織の中で、自分流のスタイルを築くために機構改革に取り組むのが常道であります。山仲市長が在籍されていた県庁の組織と野洲市の組織は、規模も異なれば、人員、スタッフも異なります。その中で組織の改革や人材育成が必要と感じますが、その点について伺います。

2点目について、集中改革プランの取り組みでも明らかなように、財政の逼迫が喫緊の課題となっております。この財政危機をどのように乗り越えようとしているのか、その取り組みについて伺うものであります。

3点目に、山仲市長は市民との対話を重要視され、さまざまな機会をとらえ、対話を重ねてられました。集中改革プラン、都市計画税の導入の際も精力的に懇談会や説明会を重ねてられました。そういった市民との対話の場面、まして市民のサービスを下げざるを得ないような内容や、市民に課税の負担を新たに求めるといった厳しい内容がほとんどであります。そういった対話の中で、市民の思いと市長自身の思いとのギャップを感じておられないかを伺います。

次に、2点目としまして、河川改修による安心安全なまちづくりを伺うものであります。ことしは連日猛暑であります。幸い今のところ台風の来襲は少ないと見込まれています。しかしながら、ことしも梅雨前線の影響で、鹿児島県や山口県などで土砂崩れなどの災害が発生しております。近年はゲリラ豪雨に代表されるように、1時間に100ミリ前後の雨が降ることも珍しくなく、その対策が急務となっております。本市も世紀の大改修と言われ、あばれ太郎と異名をとった野洲川の改修に取り組むように当時の建設省を動かし、また日野川改修も鋭意滋賀県に取り組んでいただき、小南地先の改修も2年ぐらいで終了する見込みが立ったところであります。

しかしながら、22年度の国県要望で河川改修、とりわけ河川事業の新規採択が上げられております。私はなぜ今ごろ妓王井川が新規採択として取り上げられるのか理解に苦しむわけでございます。そこでこれまでの妓王井川の滋賀県との経緯と今後の妓王井川の浸水対策に対する取り組みを伺うものであります。

次に光善寺川であります。平成21年度12月議会で私が質問させていただき、その

答弁では、滋賀県の方針に基づき、河川改修は無理であり、堤防補強で対応する旨の答弁をいただきましたが、先述の国県要望では新規採択採用とあります。この間の状況が変わった経過等を伺うものであります。

最後に3点目として、篠原幼稚園跡地について伺うものであります。平成22年3月議会で篠原幼稚園跡地について、教育関係施設として活用する旨の答弁を受けましたが、最近では高齢者の在宅施設等の情報も聞き及んでおります。そこで、最新の取り組み状況などを伺うものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 議員の皆さんおはようございます。高橋議員の私の2年間の実績についてのご質問にお答えをいたします。まずは何らかの実績ありというご評価の前提の上に立ってのご質問、心からお礼申し上げます。

さて、市政をお預かりしましてもうすぐ2年を迎えようとしております。就任以来、ご質問でもご指摘いただきましたように、徹底した行政の透明化や、議会はもとより市民の皆さんへの情報公開と提供、また懇談による意見交換に努め、市民参画による市政運営に積極的に取り組んでまいりました。そうした中で、1点目の組織改革や人材育成に関するご質問についてであります。県庁のみならず、市行政でも組織機構は、現状と将来の課題等を見据えながら、よりよい組織へと常に改善と改革を進めていくことが大切であると考えております。

改善と改革には大きく見て、仕事の進め方とその内容に分かれると思っております。仕事の進め方では、議会、市民、庁内を問わず、共有されるべき情報は、すべて公開し、活発な議論を経て合意形成を図ることとしてまいりました。透明性と創造性の確保による市政運営であります。詳細は避けませんが、議会全員協議会での市政運営や政策情報の全面的な公表、市民懇談会の開催、市広報でのわかりやすい情報開示、毎週の部長会議の開催と結果の公表、課題・懸案ごとの庁内協議の活性化などであります。ただし、職員の仕事の進め方や姿勢におきましては、スポーツや生活におけるフォーム、あるいはスタイル、いわゆる癖と同様にそれを変えていくためにはある程度の時間がかかると考えております。また、幹部職員におきましては、昔携わった仕事の判断の修正を迫られるため、そういった面でも少し時間がかかり、気長に構える必要がある局面もあると考えております。

また、内容面におきましては、例えば約53.8%という県内最低の学校耐震化率を24年度末には100%を目指しての集中的な取り組み。福祉部門では、権限委譲により社

会福祉事務所の設置が義務付けられていますが、これまで十分な職員体制ができていなかったことから、組織改善と生活保護や子どもの家庭支援などの組織強化。さらには、「財政健全化集中改革プラン」の策定と実施。クリーンセンター改築問題や市内の治水・排水対策、また市街化区域の拡大などの政策提案と実現に向けての取り組み、さらには市の廃棄・回収計画の適正規模化と経費圧縮による事業の促進等があると考えております。

人材育成の観点につきましては、市政は市民の幸せのためのものという厳しい自覚を強く職員に促し、熱意、誠意と能力を持った職員の育成を図っていく必要があると考えて、取り組んできました。

2点目の財政運営上の課題につきましては、税収の一層の落ち込みと基金が枯渇する中で、平成22年度以降の予算編成を見据え、『財政健全化集中改革プラン』を策定し、今年度から本格的に実施しているところであります。

本議会において、平成21年度決算の状況を報告させていただきましたが、一般会計の歳入では、市税が前年度より大きく落ち込んでおり、特に法人市民税では従前の四分の一まで落ち込むなど、現下の景気情勢から、すぐに回復することは期待できない一方、教育、福祉といった、市民に密接な分野におきましては今後も経費が増大するなど、着実にプランの実行を進めていかなければならないと考えております。

また、プランの実行と同時に、これまで以上に遊休市有財産等の売却や未納となっている税金等の徴収にしっかり取り組むこと、さらには中期的には市街化区域の拡大による固定資産税の増収などをもって財政の均衡を図っていきたいと考えております。

最後に、3点目の市民の想いと私の思いとのギャップについてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、就任以来、徹底した行政の透明化を目指して、議会はもとより、市民の皆さんへの情報公開と提供、また懇談による意見交換に努め、市民参画による市政運営に積極的に取り組んでまいりました。

その中で、それぞれの想いのギャップということで、端的に申し上げれば、それは存在しないと考えております。どなたも、「良いまちにしたい、良いまちになってほしい」という強い想いを持っておられますし、私も同様です。ただし、それぞれの市民の方々が持つておられる情報やノウハウによって、あるべき政策とその実現方策については、市民の方々と私の間だけでなく、市民の方々の間でも違いがあるのではないかと思います。これは登山に例えれば、目指す頂上は一緒であっても登山ルートには選択肢があるのと同様であります。

したがいまして、ギャップを埋めるため、あるいはルートを決めるため、というよりも、より良い方向のまちづくりを進めるため、今まで以上に市民の方々との懇談や対話に努め、合意形成を図り、元気と安心のまちづくりを皆さんとともに進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） 皆さんおはようございます。それでは、高橋議員の河川改修についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、妓王井川の滋賀県との経緯でございますが、現在の妓王井川は中ノ池川に合流し、童子川、家棟川を経まして琵琶湖に流入しております。これまで童子川、家棟川を最優先に要望してきたところでございます。現在、童子川は、最上流部まで100メートル程度を残し暫定改修が終了しました。いよいよ妓王井川について、河川管理者であります滋賀県に対しまして要望したところでございます。

次に、今後の妓王井川の浸水対策に対する取り組みでございますが、本市では、今年度より国の交付金事業による下水道の雨水幹線整備事業に着手し、既に事業認可を得るための業務委託を発注したところです。雨水事業では最初に童子川の上流となる友川流域に取り組む計画をいたしてありまして、その中で可能な限り妓王井川流域から友川流域に変更し妓王井川の負荷の軽減を図る計画をいたしております。また、滋賀県でも妓王井川流域において国の補助を受け「流域貯留浸透事業」を計画され、今年度から県の負担による野洲市事業として引き継ぐ予定をいたしてあります。このための補正予算を本議会に上程させていただいたところでございます。

しかしながら、これらの対策で妓王井川の浸水が解決されることにはなりませんので、一級河川妓王井川の管理者である滋賀県に対しまして抜本的改修の新規採択を要望したものでございます。なお、妓王井川は滋賀県が平成20年10月に作成した滋賀県中長期整備実施河川に位置づけられておりませんので早急の事業採択は困難ではありますが、今後の見直し時期等に向け長期的な展望にたちまして要望活動が必要であると認識いたしております。

次に、光善寺川でございますが、滋賀県中長期整備実施河川には堤防の補強で対応する河川に位置づけられており、昨年第8回定例会でもその旨を答弁させていただいたところでございます。

しかしながら、日野川改修も光善寺川合流点近くまで進んできており、川幅も広がることにより護岸高、堤防高も下がりました。それに合わせて光善寺川も下げられる状況となつてまいりましたことから新規採択を要望しているところでございます。

いずれにいたしましても、光善寺川につきましても、滋賀県中長期整備実施河川の「緊急性の観点から整備実施を必要とする河川」、これは通常AまたはBランク河川と呼ばれておりますが、に位置づける必要があります。日野川の野洲市区間の改修のめどがついてきた現在、引き続き光善寺川に着手していただくよう、要望活動を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） それでは、高橋議員の3点目の篠原幼稚園跡地につきましてのご質問にお答えをいたします。

3月議会におきまして、私のほうから篠原幼稚園の管理棟については、教育委員会内での活用の可否を検討中である旨、答弁させていただきましたが、現段階では、教育委員会としてこの施設の活用の必要性はないと考えております。

したがいまして、教育委員会としましては、今後、市民のために有効に活用される用途を議論する場に結論を委ねていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 高橋繁夫君。

4番（高橋繁夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の市長の2年間の実績の中の組織改革や人材育成ですが、改善や改革を進めていく大切さを山仲市長は強調されておりました。私も同感でございます。絶えず改善改革を意識した取り組みが必要であると感じております。そこで、最初の質問にも触れましたが、現状の組織機構で満足されているのか、されていないのか、であれば組織機構の改革に取り組まれるのかをお伺いいたします。

次に、財政運営については財政健全化集中プランのさらなる実行に取り組む姿勢を示していただきました。その中で税金の未納に対する取り組みが大きなポイントになります。そこで、この未納徴収に対する具体的な取り組みを伺うものであります。

次に、市民の思いと市長の思いとですが、私がなぜこの質問をさせていただいたかと申し上げますと、市民の思いと市長の思いのギャップをさることながら、市民の中でもさま

ざまな考え方がおられます。さまざまな考え方により、さまざまな市長の評価がなされる。このさまざまな評価が山仲市長へのイメージとして形成されております。この山仲市長に対するイメージを率直に申し上げますと、なさけ、いわゆる情に少し欠けているのではないかと、私なりの勝手な判断でございます。私のような古いタイプの間から見ますと、もう少し人間味があって優しい部分のある山仲善彰さんも必要ではないだろうかというわけでございます。そんなことでは、為政者、政治を試す者のポリシーは保てないとおっしゃるかもしれません。これは私が最近感じたことでございますので、あえて答弁は求めないことにいたします。

次に、河川改修ですが、妓王井川については3年に一度の割合で野洲駅前を中心市街地を浸水する、かつて為政者はまず第一に水を治めることを考えたと言われております。そういう意味で野洲川改修をなし遂げ、日野川改修に着手された、そういう意味では野洲市は成功例に挙げられますが、私は決して成功例だとは思っておりません。野洲市を中心市街地の水を治めてこそ治水安全が高い町であると誇れるものだと思っております。また、光善寺川につきましては、高木地先の水が漏れてきた箇所を、隣接する家屋を先日訪問いたしました。聞き取り調査をいたしましたところ、市が迅速に対応していただき、感謝しているという声を聞かせていただきました。一方、地元自治会長はやはり光善寺川の平地化を強く望まれており、天井川である光善寺川の平地化は篠原学区の悲願でもあります。こういった状況を担当されている都市建設部長はどのように感じておられるのか、気持ちの一端をお聞かせ願いたいと思います。

次に、篠原幼稚園の跡地の件ですが、先ほど教育部長がおっしゃいましたけど、私3月議会でも答弁させていただきましたように、ちょうど篠原コミセン並びに小学校の中心街にございますので、ぜひとも高齢者が篠原ではたくさんおられますので、グループホーム的な存在のほうをお考えいただきたいと思います。

以上でございます。では、都市建設部長のお話をちょっと一旦いただきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、妓王井川に関します気持ちの一端、河川行政に対する気持ちの一端でございますけれども、妓王井川、これにつきましては当然歴史的な資産的な価値が高いというふうに当然考えております。都市建設部といたしましては、このような駅前の河川が2年ないし3年に一回浸水するという状況を非常に困ったような状況であるということで、これを改善を強く考えているところでございます。こうしたこ

とから下水道の雨水幹線整備、また県とタイアップいたしまして、流域の貯留浸透事業に取り組んだところでございます。しかし、これは根本的な解決ではございませんので、抜本的改修、いわゆる妓王井川のショートカットが必要であるというふうに当然考えております。やっぱり一番のネックはいかにこのショートカット、妓王井川をJRをどのようにくぐるかという形でございますけれども、我々の先代といいますが、当然我々の先輩もいろいろ努力をしてこられました。この妓王井川の対策につきましては。ただ、当時の先輩たちが考えておられたルートにつきましては、できたら久野部地先のルートを通そうかという案が最有力案でございました。ただ、この案につきましては、駅前の浸水対策については効果が非常に薄いという点が1点ございます。それと、久野部地先を通すということにつきましては、非常にルートが難しい点がございます。と申し上げますのは、これはオープンが非常に難しゅうございますので、当然暗渠なりの管渠なりの整備になろうと思っておりますけれども、久野部地先には滋賀県の企業庁の工業用水がメーンの管が当然入っておりますので、なかなかルートが決まらないという形で、我々としましてはできる限り、駅前よりも上流部で何とかショートカットできないかなという形で、そういったことも含めまして今後は県と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。そして何とか事業化のめどを立てていきたいなと考えておるところでございます。

また、光善寺川の改修につきましては、先ほども申し述べさせていただきましたけれども、日野川の改修の本市の整備区間があと二、三年で完了という見通しが立ってまいりましたので、いよいよ次の県にさせていただく事業候補地の選定にかからなければならないということを強く考えておるところでございます。先ほど申しました光善寺川の改修、そして妓王井川の改修、そして新川ですね、このサイフォン問題がございます。これにつきましては、童子川と新川が立体交差と申しますかクロスをしておりますので、大雨のときにはなかなか新川のサイフォンが有効に効かないということで、大雨のときにあそこが滞水するという課題がございますので、そのあたりをきちっとどのような順番で整備をしていくか、そういったものもきちっと整理をしていきたいなというふうに考えております。

こういった状況の中、私も最近市長と同行をさせていただきまして、国土交通省なり近畿整備局と提言なんかを持たさせていただくことがございます。その中で最近、国土交通省の幹部の方がおっしゃる言葉に、よく聞く言葉が2つございます。それは何かと申しますと、選択と集中という言葉をよく聞きます。これは何かといいますが、公共事業が非常に削減をされてきた状況の中で、今までのように一律に全国の河川を同じように整備する

わけにはいきませんよと、いわゆる緊急度、安全度の高い順番から整備をしていきましようということで、どの河川を整備するかという選択。その選ばれた河川については集中的に補助金を投資して、事業の進捗を図っていこうじゃないかということをよくおっしゃいます。一方、我々自治体を取り巻く財政状況はさらにもっと厳しゅうございますので、なかなか本市河川の造成を進めていく上では非常に難しい状況でございます。私は選択と集中に対抗して、選択と均衡、いわゆるバランスを考慮した上で進めていきたいというふうに考えています。いわゆるどの河川を整備するのか、いわゆる緊急度安全度を総合的に考えて、その選択をするにおいて、市内の治水安全上のバランスを考えながら、本市の河川行政を進めていきたいなというふうに考えております。以上、再質問のご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 高橋議員の篠原幼稚園の跡地につきましての再質問でございますが、篠原幼稚園跡地を高齢者福祉施設に活用してはというご要望かと思えます。先ほど答弁申し上げましたのですけれども、幼稚園廃止後は教育委員会から離れまして、市長部局のほうに管理が移管されることとなりますが、先ほど申しましたように市民のために有益な利活用ができる、そういう検討の場が必ずや訪れるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（鈴木市朗君） 高橋繁夫君。

4番（高橋繁夫君） 最後になりますが、山仲市長、ありがとうございます。野洲市の厳しい状況下での見事なハンドルさばき、いつも感謝いたしております。今後は人間味も少しブレンドした市政運営を期待しております。

都市建設部長様には、また篠原学区のほうをひとつよろしくお願い申し上げまして、また篠原幼稚園跡地問題については篠原区区民の希望の施設が一日も早く具現化になりますことを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木市朗君） 次に、通告第8号、第15番、西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 改めましておはようございます。15番、西本俊吉でございます。

私は今回一般質問に、市のいろんな行政の中でも特に歴史に交わった内容について少しお尋ねしておきたいなという思いを持っております。

まず、野洲市内を通ります、通称朝鮮人街道と言われる昔の国道に当たるものがちょう

どその起点が野洲の行事神社のあの三叉路から小南に至るまで通過しております。この街道は昔、安土桃山時代に織田信長が安土城を建てたときに上洛するための街道として開設されたというのが歴史上の一つの道であります。また、江戸時代に入りまして、徳川家康が関が原の合戦で勝利を納め、京都のほうへ上洛する折にこの街道を通ったことから非常にめでたい街道という位置づけもありまして、以後いろいろな歴史をきざんできております。特に、江戸時代の参勤交代の折には徳川家のみが使用して、そして一般の大名等は参勤交代に使わせなかったと。いわば上るのにめでたい逆になるといかんという、そういう位置づけもあったように聞いております。

そこで、朝鮮人街道のいわれは皆さんも十分ご承知だと思いますけれども、当時、江戸幕府に対しまして、お隣の朝鮮、今の韓国から幕府に対する表敬訪問的な方々が来られた折、日本の国を少しでも大きく見せるというんですか、そういうためにわざとカーブの多いこの街道を通らせた。もともとは現在の言われておる中山道という道に対して、上街道に対して、この今、私が発言しているこの街道は中山道下街道と言われていたようなんですけれども、以後、その朝鮮通信使を大事にもてなすという意味で、その長い長い行列を通ることを許可した。以後、通信使が来るたびにそのようなことがあったということで朝鮮人街道という名称がつけられております。

さて、この街道なんですけれども、いわば先ほど申し上げましたように、5街道の中でも非常に歴史のある街道であり、またこの朝鮮人街道としてはこの野洲市が一つの起点になって江戸へ、東京のほうへ上られるときに鳥居本までの約40キロが朝鮮人街道という名称になっているようなんですけれども、この街道についての歴史、野洲市としては確かにとこどこに石灯籠とかいわゆる明かりですね、明かりとか、それから古い石のきざみであった、右中山道、左朝鮮人街道と書いてあるのかな、そのようなものがとこどこ残っているんですけれども、これが歴史的な観点から現在まできちっといわば残されているかという、ある意味では町並みも含めまして、大きく手が加えられることによって、歴史価値観というものがある程度衰退していったのではないかと思います。私はやはり市民にとっても、またこの野洲市全体の後世に残す大きい財産としても、この際、もう一度開発行為そのものも必要ですけれども、その中でも特にこういう、一度失ったら取り戻すことのできない、こういうような一つのいわれのある街道について、もう少し保存等に力をそそぐべきではないかなというふうな観点を持っております。そういうところで、できましたら、また観光地としての価値観も上げることができます。先ほどは水の問題で質

問されました。私はこの問題、朝鮮人街道というものについての、もう少し歴史を守るという観点からの整理をする必要があるのではないかなというふうに関心を感じ、行政としての対応をお伺いしておきたいなと思います。

さらに、2点目です。ちょうど来年、再来年ですか、NHKで平家物語が取り上げられます。その平家物語の第1巻のところに祇王・祇女という一つの語り部があるわけですが、この祇王・祇女という当時の方は、この永原出身でありまして、そして当時の平家、平清盛の目の前で舞を舞って、その舞が気に入られ、何か願いはと言われたときに、一つ郷土の水不足のことを言って、自分のことではなしに、自分が生まれ育った郷土のことを何とかしたいという思いから、一つ水利不足を解消していただきたいということを願い出て、即刻当時の幕府の力によってこの妓王井川が掘削され、地域の人たちの水を確保したという歴史があります。

私は、その先駆者の気持ちというものも大事にしながら、先ほどはいわゆる利水・排水の問題を中心に語っておられましたけれども、私はその妓王井川という歴史ある川をもう少し昔の面影というんですか、そういうような形を残した形でやっていかないと、今たまたま一つの例といたしますと、駅前開発とか、それから駅周辺のいろんな問題、またあるところには突如として何かいびつなものができそうな、建ったりして、景観そのものも壊れていきます。この妓王井川の中におきましても、部分的にはきちっとして、水のうるおいを市民のオアシスとするために、きちっと公園整備されたところもあります。したがって、私は元に戻すことはできないかもわかりませんが、もっともっと妓王井川そのものもしっかりと、何して、仮にも車道幅が狭いからといって、その川の上に鉄板等を用いて歩道をつくったり、それからさらにはむやみやたらと橋をかけたり、そういうことのないように、ある意味では景観上非常にしっかりと水がせせらぎが流れる、そういう自然環境に恵まれた、市民にとっても憩いの場としてのそういう妓王井川というものを望みたいわけですが、これについての市の考え、これから行政としてどういうふうに取り組んでいけるのか、お尋ねしたいと思います。今回の質問書を提出しました翌日でしたか、野洲市におきましても今後景観条例制定に向けての検討委員会、これを立ち上げるというマスコミ発表が載っていて、こんなことがあったんかいなというのは失礼ですが、こういう方向での取り組みが進むのやなという、半ば期待しながら、私の質問、これでちょっとはお答えになっているかなという思いがあります。けれども、しかしここでしっかりとこの課題を取り上げていただいて頑張りたいなと。

それから、3点目になりますけれども、野洲市にもいろいろな観光的なところがあります。自然観光から、いわば歴史的な観光地、いわば社寺仏閣ですね。それから、またはレジャー観光、多用途の観光地がありますけれども、私は残念ながら、行政改革の中の一端として、駅前の観光案内所等が一時的だと思っておりますけれども、こうして市役所の中に持ってこられた。また、それに変わる民間業者も指定されてない、そういうことからすると、観光面に対する全体の力入れが弱いなと感じております。そういうところで、観光客が喜んで楽しんでいただいて、納得して帰っていただき、そしてそのことによって、地域の間人も含めて交流ができる、そういう形の一つの町づくり、人が行き交う町づくり、さらにはその行き交う中で、地域のいろいろな持っている力、それを発揮する場は自然と生まれてくるかと思えます。そういう意味におきまして、今以上に観光客そのものの受け入れ態勢も強化すべきだと思いますので、この3点につきまして、私からの質問をさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、西本議員のご質問の1点目及び2点目にあります歴史街道と祇王井川について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、歴史街道に関しましてですけれども、今、当初の答弁中にはない部分ではございますけれども、歴史街道の保全ということをおっしゃいました。当然朝鮮人街道、中山道、本市には大きな街道が残っております。ただ、私どもが感じますのは、私個人が感じますのは、やはりそういった保全する場所がいわゆる他の地区のように線的に残っていない、いわゆるポイント的にそういった面影を残す家屋がころうじて残っているという程度でございますので、そのポイントを線的に整備しなければならないかなと、お見せしなければならないかなと考えておりますので、そういったことも踏まえまして後ほどお答えさせていただきます景観計画のほうできちっと押さえていきたいなというふうに考えております。

それで、この歴史街道に関しましては、これまで中山道沿いの修景事業として、野洲小学校正門前の中山道・外和木の標、また背比べ地蔵尊周辺における行合ふれあい広場等を整備して参りました。

次に、祇王井川に関しましては、これまで、祇王井川修景事業といたしまして、野洲小学校前、生和神社周辺の生和の森、また行事神社参道の行合の水辺等を整備してきたところでございます。

また、本年3月議会において、野洲市独自の景観計画を策定していくことについてお答

え申し上げたところでございます。現在、市民参画・協働による作業を進めるため、市民等で構成いたします「野洲市の景観を考える委員会」の設置に向けた調整を進めております。

今後は、今年度と来年度の2カ年をかけまして、当委員会を中心に、議員ご提案の整備案を含めた議論をしていただくなど、市民との合意形成を図りながら、野洲市の景観の将来像を設定した上で、それを達成するための景観形成方針と、方針を具現化した景観計画、景観条例の検討・策定を行いたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（山本利夫君） 私のほうから西本議員のご質問の3点目の、観光客の受け入れ態勢の整備についてのご質問にお答えいたします。

本市には、観光資源となり得る自然資源、歴史文化資源、集客施設、レクリエーション施設や伝統的な商店など多種多様な地域資源がございます。

このような地域資源の中で、来訪者を招く地域資源とは、市民によって育てられ、継承され、保全され、市民の手によって生かされるものが多く、その魅力が多くの人々に伝わり、訪れていただくことが、観光資源として育ち、賑わいによって活気あるまちづくりにつながっていくものと考えております。

本市の場合、このような観光資源は市内に数多くありますが、分散しているのが特徴で、これらをどのようにして、結びつけていくかが重要な課題でもございます。

このため、市としては、地域別やテーマ別に、核となる観光資源と周辺の地域資源を散策するモデルコースをつくり、そこで受け入れ態勢に必要とされる「観る・食べる・遊ぶ・体験する」という要素が組み入れられるように努めております。

具体的には、ハード面では案内標識や説明板の整備、散策ルートの統一的な整備、ソフト面では、散策マップやお土産の充実、積極的な情報発信やハイキング等の実施などで、既に実施しているものもありますが、経費面等からまだまだ実施できていないものも多く、市観光物産協会、地元、商工業者と連携し、できることから順次進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 今日まで行政として取り組んでおられる中で、今おっしゃって

いる中で、歴史街道である朝鮮人街道に関しましても、全体をとというのではなしに、ある程度ポイント的にやってきている、そのことはわかります。それで、私が言いたいのは、今残っている部分で、何も野洲駅周辺だけじゃないんですね、街道そのものは。もう少し、祇王学区から篠原学区まで伸びるまでの間、その辺を壊さないという、まずは何かをつくるよりも環境を守る、そこに力を入れた取り組みが大事じゃないかなと思います。そういうところで、それは一つの方法としましては、人工的な手を加えることによって、その史跡そのものも大きく変わることもあるかも知れません。それよりも街道としての歴史価値感をもう少し高める、そしてできることなら、私自身余り見た覚えがないんですけれども、朝鮮人街道のいわれとか、なるべく駅に近いところ、目につくところにやはり野洲市の売りとなる、売りというとおかしいのですけれども、一つの自慢となるような街道を紹介される、これも一つの方法だと思います。

それから、妓王井川につきましても、申し上げたように、まだまだ良いところが残っております。今おっしゃったように、行事神社からずっと下流のところ、一定の区間、または生和神社のところ、それぞれ公園化されております。もう少し、できることならそういう部分を今やれるところは10年、20年後に必ずやれるとは限らないわけです。そういうことによって歴史のそういうものがだんだん失われていくんですね。だから、そういうところでもう少し今対応できるところについては、しっかりとした形でのビジョン的なものを描いていただきたいなということで考えております。

さらに、確かにおっしゃるように、観光といいましても幅があります。そしてまた、観光事業をやっても必ずしも投資効果が生まれるものではないかもしれませんが。しかしながら、やっぱり人にとってやはりにぎわいとか、そういう金で買えないというんですか、そういうような私たちの住んでいる町、市民にとっても、この町にこういうものがあるんや、そういうものを出されておりますけれども、それはごく限られた部分だと思います。もっといろんなメディア等を通じてでもやることはできると思います。そういうところから、一つ今後、しっかりとこういう観光そのものに力を入れるという、そういう方向での取り組みの思いをお答えいただけたらというように思います。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

都市建設部長（橋 俊明君） それでは、西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、本市の景観の観点から申し上げますと、当然保全すべきそういった景観資源といえますか、そういうのは数多くございます。三上山、野洲川、議員からご指摘がございました中山道、朝鮮人街道、妓王井川、こういった観光資源を活用しながら、どのように保全を図っていくかということ、先ほど申しました、景観を考える委員会の中で提案をさせていただきまして、そういったものをきちっと位置づけをさせていただいた上で、次のステップである、保全なり景観の事業に取り組んでいきたいと。実は私も中山道なり、妓王井川の修景に取り組んでまいりました。手前みそではございませんけれども、国土交通省の手づくり郷土（ふるさと）賞にも3回受賞させていただきました。ただ、やはり地域との密着といえますか、ソフト部分がやっぱり欠けておったところは非常に反省する点がございますので、やはり今はP I方式なり市民参画という点が一番大事でございますので、今申しあげました景観を考える委員会を中心に市民の意見を賜った上で議員からご提案がございました中山道の看板とか保全の方法、これを模索してよりよい方向に導いていきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（山本利夫君） 再質問の趣旨といたしましては、観光に対する思いというようなことであつたと思います。本市の場合、先ほども答弁させていただきましたように、施設そのものが点在しているという独特な特徴がございます。こういったものを、点を線に結ぶということで現在はいろんなハイキングコースなりを、歴史あるいは自然のメニューとしてのコースをつくったりというようなことで、特質に応じた形での取り組みをしているところでございまして、他市のほうにも情報を発信すべく、ホームページあるいは湖南あるいは県のビクターズビューロー等を通じて、多くの方に来ていただくよう、また関心を持っていただくようにも取り組んでおります。また、一方では地産地消を含めて、新たな取り組みとしてのてんこもり市とかというようなことで、創意工夫をしながら現在取り組んでおるところでございまして、そういった現在限られた経費なりの中で可能なものをできるだけ大きく膨らませるということで、市内のお住まいの方、あるいは商工業者の方にも元気を持っていただくような連携をしながら取り組みを進めてまいりたいと思いません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 非常に前向きととれるようなご発言もいただいておりますの

で、私からは具体的な例を挙げての質問はなにしますけれども、一つだけこれに関連する
というんですか、かつての中主町がやった一つの例といたしまして、皆さんご承知いた
だいていると思いますけれども、中主町もそれなりの何もありませんけれども、文化財とか散
在しているというところで、火曜日の中主の町でチューズデーというような一つの取り組
みもやりました。それは、バスをチャーターしながら、いわゆる中主町の町おこしの一つ
として京阪神から来ていただいて、観光地、中主のイメージアップを図るとともに、地産
地消のそういうところにも足を運んでいただいて、新鮮な野菜の一つも買って帰ったとい
うような計画です。今、野洲市はそういう意味で現在これがベターだという形でやられて
いることはわかっています。だから、その意味で、これでベターだけでもさらに何かがない
かなという、そういう前向きで申し上げた歴史と、新たな観光、そういうものを目指し
て頑張っていたきたいと思います。要望はだめなんですけれども、一つ私の思いとい
うことでこれからも頑張ってもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（鈴木市朗君） 次に、通告第9号、第3番、小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） それでは、3点について質問いたしますが、まず一般質問を行う
に当たりまして、この際市長に議会答弁のあり方について一言申し上げますので、よろし
くお願い申し上げます。

昨日の県用水の統合議案で、平成28年度の料金統一について、基本方向を質問しまし
たが、市長は答弁で野洲市の水道料金の設定について言及されました。答弁では、平成1
8年度当時の旧2町の料金統一の決定の経過に触れ、赤字を前提にした料金を設定したこ
とは背任行為である旨の答弁をされました。これは極めて不穏当、不適切な発言でありま
す。言うまでもなく、当時の料金統一は合併という経過の中での料金のあり方、また当時
の利益剰余金の残高等を踏まえ、市民の代表が参加する上水道運営委員会で十分議論され
ています。また、この運営委員会の議論に基づき、市が統一料金の議案を議会提案、そし
て議会議論を通じて定められたものでございます。よって、何ら無計画無検討で、まして
背任行為で決まったものではありません。しかるに、昨日の答弁では当時の経過を全否定
するだけではなく、犯罪行為と同義語に近い背任行為という旨の発言で否定されることは
極めて不適切であります。同じく市長の昨日の答弁で、市長は職員に求めるものは、熱心
さ、誠実さ、加えて技と言われました。私は当時、この立場で検討してきたのが職員では
なかったかと思います。よって、当時、職員の努力や市民、議会議論を無視して、自分の
物差しで判断し、それに合わなければすべてを否定する姿勢は、市民本位の姿勢を推進す

る上で、私は看過できません。よって、今後におかれては、事業政策評価を行う場合は、これまでの経過、課題を十分、理解考察された上、答弁に臨まれることをまず初めに申し上げておきます。

それでは、一般質問を行います。まず、国民健康保険制度の広域化問題についてであります。この問題は6月議会にも質問しましたが、今回は広域化問題を中心に質問します。まず、初めに広域化問題の前に、1点目に6月議会で国民健康保険税の値上げを質問いたしましたが、今年度大幅な値上げに対して、税額決定の通知を発送されましたが、発送以後、市民からの意見の件数や、またその特徴について教えていただきたいと思っております。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 小菅議員の国保の広域化にかかわりますお答えを申し上げます。

今、おっしゃった国保の値上げについてのご意見ということでございます。今回、市民からの文書によるご意見というのはございませんでした。例年ですが、電話及び窓口でのご意見や問い合わせがあったものでございます。なお、このお問い合わせ等につきましては、統計処理的なものはしておらないと、そういう性質でもないもので、実数、件数については把握はできておりません。

今回いただきました特徴としましては、保険税額の積算内容とか大幅な引き上げ、平均で25%医療分等で上げさせていただいたということもありますので、その内容を問うものが多かったということでございます。

本市の場合、合併以降、基金の取り崩しで税を引き上げることなく財政運営を行ってきたなど、市の職員が本市の近々の財政事情について、また制度についてご説明を申し上げたところでございます。概ねご理解いただけたものと考えておりますし、3月議会後も、啓発紙やまた広報等で引き上げの事情、財政事情につきましても、市民の方にご周知を申し上げたということもありまして、一定限ご理解いただけたものと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） 今、個々に説明をして一定理解をしてもらっているということがありますが、そして統計をとるとか、件数をつかむとかそういう性質のものでないと言われましたが、私はそういうものではないと思っておりますよ。政策判断をされて、市民に今回、国保の場合は税の値上げであります。そういうなのについて、どういう意見、要望があ

ったのか、今後の行政運営について生かすためにつかんでいかなければならないと思うんですよね。

例えば草津市をお聞きしたんですけどね、同じく税額決定通知を送付されまして、6月14日から問い合わせが相次ぎまして、草津市では6月16日の1日だけで272件、14日からの1週間で合計959件、約1,000件のご意見とか問い合わせがあったと、集計して今後の国保運営に生かす、まとめてはるんですよね。

だから、言いたいのは行政の姿勢だと思うんですよね。個々に対応されていると言いましたが、そういうことではなく、きちっと件数も内容もとりまとめて、今後の担当課の議論に活かしていくということが、やはり別に国保だけではないことですけど、行政全般に言えることですけど、必要だと思うんですよね。今後もこういう場合にはされないのか、されるのか、確認しておきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） ご意見を賜った部分につきましては、市の制度として今後生かすものについてはもちろん課内で共有しながら生かしていきたいと考えています。ただ、一件一件何があったというところまでは統計として上げる必要はないと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） 意見を聞かないということで確認をしておきます。

それでは、広域化の問題について具体的にお聞きしたいと思いますが、この間話がありましたように、国保法が改正されまして、現在市町村単位で運営されている国民健康保険を国保財政の安定化ということを中心に、広域化支援方針を明らかにしたわけでありますが、それで今年度、今年中ですか、滋賀県でしたら滋賀県が方針を策定するように通知をしているわけですが、国が。まず、この広域化方針そのものが本当に国保制度の解決改善につながるのか、この点については総論的に初めにちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 広域化で解決かどうかと言われると、これだけでは解決ができないと思ってます。ただ、今もご指摘がありましたように、今、国民健康保険は市町村が保険者になって運営されています。市町村の財政状況というよりは、市民、町民、村民の方、

加入者の方の社会経済状況によって経営が大きく左右されまして、全国的に見れば危機的な状況になっている。国から見れば、一つの方策としては都道府県単位で一元化することによって、いろんな課題解決、例えばスケールメリットとして収納の一元化ですとか、あるいは財政規模が大きくなるとかといった観点からなんですが、翻ってみると、個々の保険加入者にしてみると、地域によって医療供給、医療資源等が異なります。あるいは、健康状態等によっても支出が異なってくる。それを広域化することによって、プラスになるのかマイナスになるのか、これは地域によって異なると思います。問題の本質は運営している市町の財政状況というよりは地域性、そこに基本的には半分は国からの財源ということになっていますけれども、いつも小菅議員おっしゃっているように、本当に半分になっているかどうか、そういうこともありますから、広域化で問題が全部解決するとは言えませんが、今抱えている問題を直視していい方向に持っていくべきかなというふうに思っております。

それと、先ほど冒頭に何か一言言われましたけれども、私がきのう申し上げたのは、平成28年度からの県の企業庁の財政状況を見て料金が絶対上がらないことの再検証をしているのかと詰め寄られたので、はっきり言いました。足元を見て物事を考えないといけない。企業会計であればという前提で申し上げたということですので、本来と違うことを冒頭におっしゃられるのもどうかと思いますけれども、おっしゃられたので、ちょっとつけ足しておきます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） きのうの続きではないです。

それで、先ほど質問したやつと関連しますが、それでは具体的に滋賀県の県当局ですね、進展具合というか、これがどうなっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） これの今回の広域化につきましては、ご承知だと思いますが、これも5月12日に国では法案が成立したということで、滋賀県でも今、検討チーム、医療保険制度関係検討チームというのを立ち上げて、これから県が広域化方針をつくるということですので、このチームで、今これでは国保と合わせて高齢者医療についても検討されているようですが、ここの意見を受けて、県が独自の判断をしてということ聞いております。野洲市としてはこのチームにも入っておりませんので、なかなか詳細な部

分がわかりません。7月までの分につきまして、先日課長会があって、検討会議について説明されて、中身としては今回、広域化の事務とか、財政運営についての課題を抽出したというレベルということで聞いておりました。今後、方針を出されたとおっしゃっておりました。12月には一定限まとめられるというふうに聞いているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） また後でもう少し詳細にお聞きしますが、ちょっともう一回総論的にお聞きしますが、市長も答弁されましたように、全国的にどこの市町村も国保は危機的状况というか、大変な状況はわかるわけでありますが、そこを考えると、これも総論的にお聞きしますが、大変な市町村国保を幾ら広域化しましても、言葉を変えれば、弱者同士が幾ら集まっても国保財政から好転するわけがない、先ほど言いましたように、後で多少言いますが、多少の国の制度が、財政的な制度が変わりますが、弱者同士が幾ら集まっても国保財政が好転するわけがない。これはだれが考えても明らかだと思うんですね。

これはちょっと例なんですけれども、例えば大阪市は市としての国保会計ですよ。滋賀県の人口の規模の何倍もありますよね。大阪市も大変なんですよ、国保会計は。事実上の大阪市なんかは広域国保になっていますよね。そこら辺考えたら、幾ら広域化しても弱い者同士が集まっても国保財政が好転しないと考えているのですけど、これはどう考えられますか。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 一般論で言えば、弱い者同士が集まっても大きくはならないですね。おっしゃるとおりです。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） そこで、広域化はいろいろ問題があると思うんですけども、これはそもそも、今、民主党政権であります、この広域化一元化を打ち出したのは自民党、公明党政権のときなんですけども、その基本目的は、これまで言われていますように、負担と給付の明確化ということなんですけども、それで現在保険税やまた一般財源の繰り入れは、当然市町村ごとにさまざまありますが、それと保険税の軽減等の施策も市町村ごとでさまざまですね。そのさまざまなのがありますが、しかし自公政権は当時、このような状況を続けていたら、一般会計の繰り入れも含めてこのような状況を進めていたら、医療費の削減ができないとして医療費抑制を最大の目的としてこの広域化を進めようとした

んですね。こういう流れを引き継いだのが今回の民主党政権の広域化方針ですね。だから、この広域化の目的そのものが、自公政権から現在の民主党政権も含めて、医療費の抑制、これ以外の何者でもないと考えているんですけれども、この点についてはどうでしょうね。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 今回の部分ですと、医療費の適正化の部分もあるんですが、それ以上に、基本的に構造的な問題が市町村単位での国保ですね、その部分を解消したいという目的で動かれているものと理解しております。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） そう答弁されましたですけど、今回の5月12日の国保改正で今回こういう通知を出しているわけでありますが、これ、6月議会ですね、6月議会でもこの問題について若干触れたんですけども、この広域化方針の中で国民健康保険の財政安定と広域化、この2点が大きな目標なんですけども、具体的には3点の施策を今後進めようと言っているわけですけども、その一つに、6月議会のときにも言いましたように、国保会計の赤字解消を進めようと言っていますよね。支援計画の中でも。これは現在各市町村で一般会計繰り入れによる赤字を補填しているわけですけども、これについては保険料の値上げで対応せいと、収納率を向上せいと、医療費適正化の推進を行って、できる限り早く赤字を解消せいと、それで広域化に持っていくと、こういうことが言われているわけですけども、こんなことで、そういうようなことも高い国民健康保険税を赤字解消のために、さらに保険税を値上げしようという、こういう広域化方針、本当に妥当だと思っておいでなんですか。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 今回、広域化の方針である程度つくりなさいというのか、策定しなさいというメニューの中に、当然この赤字の解消というのがあります。ただ、ある程度目標年次を定めていきたいと思いますというようなこういうものです。今おっしゃられるように、県内でも繰上需要で、ずっと赤字で運営している自治体というか保険者もありますし、一般会計からのルール外ですね、この部分の考え方の差といいますか、これによって保険料を引き下げていると、いろんな市町村があるということですし、これで結果として、何らかの形で広域化になれば保険料は上がっていくのかなと。あとは今言う国、県なりにその部分で補填しなければ可能性としてはあるのかなと考えておりますけれども。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） ちょっと後の質問もありますのではしりますが、そう言われましたが、また後でちょっと言いますが、それで私は根本的な解決は、今言いましたこういう赤字解消をせいとか、何をせよとかそういうことではなくて、根本的にはこれも6月議会で言いましたように、これまでの国庫負担を大幅に減らした、ここが解決されない限り、どんな形にしても国保の改善はされないと思うんですね。それどころか、幾ら広域化しても今後も医療給付は増えますよ、それで保険税も上がりますよ、このまま広域化しても。だから、私は根本的には国民健康保険歳入全体に占める国の負担が、かつては5割やったのが今約2割5分ぐらいまで減っていると。そこを元に戻すように、これこそ、地方から国に求めるべきだと思うんですけども、この点についてももう一度確認しておきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） その点につきましては、本市も国県要望を踏まえまして、要望をしている。一定限、うちで言いますと、34%の定額分というよりは調整交付金ですね、この部分をきちっとある意味では、まず半分なら半分をいただきというようなことで要望しているところでございます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） あと、仮に広域化されたとした場合に、国なり、先ほど部長の答弁も含めて一定何かメリットがあるかのように言われましたが、これまでの市町村国保のよい面がなくなっていくのではないかと思うんですね。すなわち市民の声が届かなくなる可能性がある広域化。例えば、後期高齢者医療制度も当時問題になりましたが、保険者が大きく広域化になれば、現在でしたら市町村の国保運営委員会もありますし、国保についても予算とか税率改正とか議会議論もありますよね。これはなくなりますよね。なくなりますよね。それと、本来国保は国民健康保険法に基づく社会補償制度、すなわち市民福祉の制度ですので、広域化になってしまいますと、言葉を変えれば機械的な保険税徴収機関だけになって、先ほど言いましたように、市民の声が聞きにくい、聞かれにくい、国保運営委員会の声も届かなくなる、議会議論も必要なくなる、そういう点についてはどうお考えですか。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 必ずしも、今これから新たな仕組みとしてつくるとい

ことですので、声が届きにくくなるというのは、そんなに不安視はしておりません。ただ、今おっしゃるように、地域性の部分で細かな形で国保が運営できている部分ができなくなるという懸念は持っております。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） ならば、どういう形で広域化の保険者に声が届くんですかね、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、例えば具体的な制度も、例えば現在市の国保の人間ドックの補助制度なり、市独自の国保の税の減免制度、これはなくなりますよね。継続ということもあり得るんですか、仮に広域化となれば。

それと、市町村によって強弱がありますが、当然のこと、繰り入れを行って、国保税を抑えていたという、そういう自治体もあるわけですけども、そういうなのも当然できなくなるんですけども、こういう市町村独自の制度もなくなりますよね。市が市民のために独自のこの種の制度が。これは存続になるんですか、どうなるんですか。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 今、広域化の部分については、ある意味ではまだ情報が来ていない。今、唯一野洲市にできることは、県がまとめた骨子案に対して、11月に野洲市の意見を、流れとしては公文書で返すということですので、そこを踏まえて申すべきことは大いに申していきたい。実際のところ、枠組みとして県単位になるのか、広域連合になるのか、ある程度地域性により一部事務組合になるのか、まだまだ模索中ということですので、細かな点についてはまだ検討してないということです。

以上、答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） それでは、11月の市としての意見提出のときに、私の質問の趣旨を伝えておいてください。

それでは、2点目に入ります。

鳥獣被害の対策であります。近年野洲市でも被害が増加しているんですけども、初めにちょっと現状をお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（竹内睦夫君） 鳥獣被害防止計画策定についてのご質問にお答えします。

今の鳥獣被害が増加している現状というふうなことなんですが、平成20年度では、カラスやスズメの鳥類ですね、ドバトも入りますけども、被害が150アール、イノシシなど獣類の被害が65アールです。被害総額は、120万円余りというふうになっています。また、平成21年度につきましては、カラス、スズメの鳥類が200アール、イノシシなど獣類については609アール、総額では450万円余りというふうなことになってます。近年、急激に増加しているということです。また、イノシシだけでいえば、捕獲頭数が毎年1けた台、19年度、20年度は6頭でありましたけども、昨年度はイノシシにつきましては48頭ということで8倍に増えている、野洲市内での個体数自体がかなり増えているのではないかとこのように想定しております。

以上です。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君）それで、野洲も増えてきているわけなんですけども、3月議会もこれは代表質問でこれはしたわけなんですけども、そのとき鳥獣被害防止法に基づく防止計画の策定を検討していく方向の旨の答弁があったと思うんですけども、その後の検討状況はどうでしょう。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（竹内睦夫君）本市の鳥獣被害防止計画の策定状況のご質問でございます。現在策定中ということで、もう既に庁議のほうにかけさせていただいているというふうなことです。今後、県と協議を終え、策定を完了したいというふうなところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君）策定されて、県、国に上げていただくようお願いしたいと思うんですけど。

そこで、それはそれとしていいんですが、解決しなければならない問題があると思うんですけども、ご承知のように昨年の事業仕分けで、廃止になるかどうかわからないんですけども、少なくとも補助金がかなり減らされましたですね。事業仕分けでこんなことを言っているんですね。鳥獣被害防止対策は国ではなく自治体が責任を持つべき。これは本当に国の責任転嫁やと思うんですね。それで、この22年度は国の鳥獣被害対策交付金は要望額の半分にまで減らされたんですね。22年度は全国で約47億円の都道府県からの要

求があったわけですけども、22億円に減らしたんですね。

これはちょっとけしからんと思っっているんですけどね、これをちょっと見ていただきたいと思うんですけど、22年度の都道府県別の防止対策の交付金なんですけども、総額で一番下にありますように、約46億円ほどが要望があって、交付は22億円ほどですね。約半分になったんですけども、滋賀県の場合は1億9,846万円要望されてたが、実際交付は2,391万円で、要望に対して12%しか交付されなかったんですよ。全国最低なんです。例えば、下に書いています、青森、岐阜、大阪では要望額に対して90%を超える交付もしているんですけどね、全体を大きく減らしたりとかも大きな問題になるんですけども、都道府県によってこれほどの差がある、滋賀県は全国最下位の交付率になっているんですね。こういう問題がありますね。それに加えてなおかつこの間の新聞報道では、23年度、来年度の農水省の概算要求では、今年度22億円やったわけですけども、それが農水省自身が概算要求で11億円しかしてないんですね。さらにまた半額になっている。風前の灯火ですよ。だから、せっかく市のほうが防止計画を策定してこれから進めようとしてもらっているのに、肝心の国がこれでは進まないですよ。この点について、行政、これある意味議会も一体となりまして、予算の復活制度の存続を求めべきだと思うんですけども、この点についてはどうでしょう。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

環境経済部政策監（竹内睦夫君） 今、小菅議員が申されましたように、県の状況を聞いてみますと、非常に厳しい状況というふうに聞いております。特に、ハード面の整備ですね。ハード面というのはフェンスを張りめぐらす防止柵の設置ですね。これの整備の面が非常に厳しくなっているというふうな状況を聞いております。鳥獣被害対策というふうなことにつきましては、市域や県域を越えての対策というの、当然イノシシやサルにつきましては、じっとその域にしておりませんので、そうした対策が必要ということもあり、また特に食料自給率向上というふうなことで国のほうも申しておりますので、特に野洲市内以外の中山間の部分で、非常に獣害に対しての農地が減少しているというふうなことも踏まえまして、こうした対策は国として施策は必要であるというふうに私ども考えております。今後、県を通じまして、制度の存続、また拡充等を求めてまいりたいというふうに考えております。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） まあよろしくお願ひしたいと思うんですけど、いずれにしまして

も、事業仕分けで、国ではなく自治体の責任と、こんな責任転嫁はだめだと思いますので、こんな国の昨今環境問題とか、それから農政のあり方とか、山間地域では農地が出てきている問題とか、それから森林の保護とかあれがうまくいってないとか、単に一自治体の責任ではなく、国策上の問題ですので、国がもっとやっぱり責任を持つべき事業だと思いますので、今存続なり、予算のことを求めていくと言われましたので、強く進めるようお願いしておきたいと思います。

最後に、県立高校の統廃合の問題についてお聞きしたいと思います。これも今年、今年度かなり大きく動く可能性がありますので、市の教育委員会だけの問題ではないんですけど、これも市全体の問題なんですけど、取り組まなあかんと思いますので、質問したいと思います。

初めに、これも質問したことがあるんですけど、県教育委員会の県立高校の統廃合については、1学年5クラス以下の学校を統廃合する、そういう基本方針を7月14日の県議会の文教警察企業常任委員会で、県立高校の再編実施計画を、これは明らかにしたんですね。7月14日に県議会で。これは、この実施計画は昨年3月の県教委の中の県立学校のあり方検討委員会が出した報告した県立学校の廃止を含む、大幅な統合、再編の必要があるというこの報告書をもとに7月14日、県教委が県議会に実施計画の再編のこれを県議会に報告したんですけども、そこでは今後県教委は早ければ10月中、その新聞を見てみると、若干おくれるかなということも言っていますが、早ければこの10月中に具体的な校名も含めた基本計画実施計画案を公表するとされているんですね。初めに、市教委ですね、こういう動きなり自体、認識されているのか承知されているのかお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） それでは、ただいまの小菅議員の県教委の県立高等学校の統廃合計画についての動きについてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

県立学校のあり方検討委員会が昨年3月に、今後の県立学校のあり方についてという報告を出し、市教育委員会にもそれが通知をされているところでもございます。その報告書の中では、課程や学科のあり方、適正な規模のあり方、適正な配置のあり方などの課題が提示され、統合や再編の必要性が提言されたということに認識しております。

また、8月2日には、「市町教育委員会から魅力と活力のある県立高等学校づくりに向けた意見を聴く会」ということがございまして、本市からも出席をいたしております。また、

9月に産業教育審議会の答申が出る予定でございます、それをあわせて検討をするというように伺っております。以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） もう済んだことなので仕方ないですが、今、教育長の答弁では昨年3月の県立学校のあり方検討委員会が出した報告書は、市にも通知されていると言われましたが、昨年の3月。ところが、3月議会の答弁では、聞いたときに、統廃合問題は市教委として余り承知していないような答弁をされましたので、これはちょっと問題ですよ。それは指摘しておきます。

そこで、この問題を考えるときに一番大事な点は、統廃合に正当な理由があるのかどうかという問題なんですけども、現在、県下で子ども、あるいは保護者、理解のないままにこういう性急な統廃合推進の動きがあって、不安、批判が出ているわけではありますが、県教育委員会は、県教育委員会の主張ですよ、約20年前には中学校の卒業生が約2万人いた。しかし、現在では約1万4,000人まで減っている、だから統廃合が必要だと言っているんですね。確かに生徒数は大きく減っていますが、当時、約20年前は1学年9クラス以上のマンモス校が県立高校45中19校あったんですね。多くの高校が9クラス以上のマンモス校やったんですね。当時。現在を見ますと、先ほど言いましたように約1万4,000人なんですね。しかし、現在ではマンモス校は4校に減っているんです。9クラス以上の高校は。それで、現在は46校あるんですけども、そのうち38校までが1学年4クラスから8クラスなんですね。46校中、38校までが4から8クラス。これを考えますと、20年前の約2万人のときが適正でなかったということなんですね。逆に、現在のほうが適正なんですよ。子どもが6,000人減ったといえども、そして今回約1万4,000人の卒業生と言われてますが、今後ほぼ10年間は子どもの数は変わらないと言われてるんですね。だから、初めに言いました県教委が1万4,000人まで減っているというから統廃合が必要という論理は、理屈は合わない。合理性がない、こう思うんですね。その点、適正規模とはどうなのかですね。どういう認識ですか、ちょっと確認しておきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） 適正規模の件についてお答えを申し上げたいと思います。

適正規模の件でございますが、県のほうは部活動とか、あるいは学校行事の活性化、あるいは多様な選択科目の設定、あるいは多様な教師との出会いと、こういったことを理由

に1学年6から8学級と、この答申のほうではしているところでもございます。私はこの規模については概ね妥当であると考えております。しかしながら、それぞれの学校の特色を生かすという点から申し上げますと、これのみをもって高等学校の再編が短絡的に行われるということについては問題であると、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） 6クラスから8クラスが適切、それではやっぱりちょっとおかしいです。先ほど言いましたように、46校中38校が4、5、6ぐらいが一番多いんですよ。小学校、中学校でも考えたらわかりますやろう。今、1クラスの学校もありますよね。1クラスでは、当然本来ではある意味では妥当ではないですわね。だからといって8クラス、9クラスがいいのかといたらそうでもないですわね。だれが常識で考えても4、5、6ぐらいが一番、この野洲市の場合に当てはめても妥当だと思うんですね。だから、さっきから言ってますように、県教委の理屈には問題がある。だから、私が言った立場で、市教育委員会自身も確固たる方針で県教委に要望してほしいんですね。そういうことです。

あともう1点の観点。本市の場合は野洲高校なんですけども、当然歴史と伝統があって地域に根差した高校なんですけど、近年子どもが野洲市から行くのは減っていますけども、それはそれとして、野洲市に野洲高がないというのは考えられへん、今状況ですね。野洲高がなければどうなるんだろうという思いが多くの市民の皆さんにあると思うんですね。だから、やはり野洲市としても野洲高をどう位置づけどうするかというのが大事やと思うんです。これが一つ。

もう一つは、統廃合すれば当然今まであった数が少なくなるんだから、通学が遠くなる子どもが増えるのは、これは当然の理屈ですよ。通学時間が長くなる、通学費が増える、ひいては保護者、子どもにも負担を強いる。こういう教育環境の後退は許されないと考えますし、初めに言いました、本当に地域に根差した高校がなくなれば町の将来はどうなるんだろうということやらも含めて、この点についてはどうお考えになるかを聞きたいと思えます。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） 野洲高等学校のことではございますが、ご質問にお答えを申し上げます。やはり地元とのつながり、地元にある野洲高等学校、これはやはり伝統と歴史がある高等学校でもございますし、地元の皆さんもたくさんの卒業をされたと

いう、こういった地域とのつながりが非常に深い高等学校でございますので、やはり地元の学校は大事にしていきたい、このように考えております。

また、教育環境についてでございますが、今、通学時間のお話ございました。ただ、教育環境を考えてみますときに、通学時間、もちろん大事な要素ではございますが、そのほかにもさまざまな要素がからんでまいるところでもございます。そういったさまざまな視点で教育環境を見ていくという中で、総合的に評価をしていく必要があるかと、このように考えておりますが、再編を進めていくにつきましても、地域、保護者、あるいは地元の教育関係者、いろんな視点から意見を聞いた上で十分に審議を重ねていくべきではないかと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） 今、教育長、地元の高校だから大事にしたいと言われましたが、だからどうするかというのが問題なんですけども、先ほど言いましたように、野洲高校も1学年5クラス以下ということで、対象校になっていますが、本市にとって重大な問題です。この点で、これも先ほど教育長言われましたが、8月2日と8月7日に県教委が意見聴取会をされましたよね、これに参加されたということですか、野洲市も。結構です。参加されたんですね。そのときに、御存じやと思うんですけども、参加された市町村教育委員会や、町によっては町長みずから参加されているんですけども、もちろん慎重な検討は当然なんですけども、存続を求める声が強く出されているんですよ。市長からも町長からも。そういう意味では、本市議会も6月議会で意見書採択しているわけなんですけども、地元の高校だから大事にしたいだけでなく、具体的に先ほど言いました、クラスの適正化の問題とか、地域の高校とかいろんな観点からも一歩踏み込んで、野洲高校を残してほしいという要望を、県教委なりこれは市長もそうなんですけども、すべきやと思うんですけども、その考えはどうか。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） 8月2日には担当者が出席をしております。

なお、ただいまのご質問にお答えを申し上げます。教育委員会といたしましては、県への要望は、県の都市教育委員会連絡協議会、並びに県都市教育長会を通じまして、市長及び保護者、あるいは教育関係者等への十分な説明の場の確保と合意形成が必要であるという要望を過日県に要望したところでございます。さらに、県の市長会を通じまして、県に

これから要望をされることとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） だから、地元の高校だから大事にしたい、よって説明責任なり合意形成が必要ではなく、一步踏み込んで地域の高校を存続してほしい、それと適正規模のこの県教育委員会の考え方もちょっと本来子どもの立場から外れているのではないかということも含めて、結論的には存続そのものを要望されるべきではないのでしょうかとお聞きしているんですけども。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） 野洲高校の問題そのものを今も申し上げましたように、いろんな条件の中で再編を進めていく県の教育委員会の方針と、地元との協議を十分に要望をしていくと、こういうことでございます。

議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） これ以上、進まないの、わかりました。わかりましたというのは、答弁がわかったというのじゃないですよ。先ほど言いましたように、この問題では例えば愛知高校の場合は、周辺の町長が直接知事とかに面会しまして、存続を強く要望されているんですよ。なぜこんな温度差が出るかというのが、やっぱり私は不思議でかなんですね。先ほどの教育長の答弁を聞いていると、最終的には県教育委員会で決まったのがそのとおりかなということに受け取ってしまいますから、もっと確固とした立場に立ってほしいんですよ。これは教育長もそうですけど、答弁してもらっても、してもらわなくても別に結構ですけど、市長も同じなんですよ。もう一度最後に確認しておきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） 地元の学校の存続については、県のほうと存続について協議をしていきたいと思います。ただ、それは県のほうのそういった問題提起につきまして、地元との協議を十分に進めていくということをご理解をいただきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 暫時、休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時 5分 再開）

議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告第10号、第1番、太田健一君。

1番（太田健一君） 1番、太田健一です。よろしくお願ひいたします。3点について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目に循環バスについて質問させていただきます。新年度から市内の循環バスが運行方式が新たに変更となって約5カ月となりますが、この新たに実施してからの利用状況というのをまず最初にお伺ひしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 太田議員のご質問にお答えをいたします。新たに実施してからの利用状況につきましてでございます。

市内循環バスの運行につきましては、本年4月から市が直営で行うということに伴いまして、野洲市コミュニティバスとして新たな出発をしたところでございます。この4月から市内全域を均一料金にすると同時に、70歳以上の高齢者の方や障がい者の方に、一定の受益者負担をお願いいたしました。このことに対しても深いご理解をいただきまして、これらの方々につきましては、わずかに利用者が減ったものの、一般の利用者が増加いたしまして、全体での利用者数は順調な推移を見ております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 高齢者の利用が減って、一般の方々が増えていると。これは昨年の同時期と比較してのデータと思うんですけども、まずそれに対しての認識、高齢者、本来は足が不自由な方、公共交通に期待されている高齢者の方々の利用が減っているということに対しての認識はどういうふうに思われているのか、お伺ひしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 今までが負担がなかったということから、100円というふうの有料化になったということも原因の一つかと考えております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） この問題は、以前もバス問題の取り上げさせてもらったりして、本当に一番大切なのは今後これからの野洲の町の公共交通ということを見ると高齢者に対して有料化になるということは、やはりそういった方々の負担になって減るのではないかなというようなお話もさせてもらったと思うんですけども、現実こういうふうには高齢者がやはり減られている。その今後に対してのこの問題点、課題をどういうふうにとらえておられるのかお聞きをしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 利用料金のことでございますか。利用料金のことにつきましては、去年の検討の結果、このようにしたのでございまして、必要と思われる方については乗っておられるというふうに理解しております。ただだから、どこも行くところないけど一遍乗ってみようという方もおられたというふうにも聞いておりますし、必要と思われる方について、路線については逆に増えている路線もございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 高齢者の方々の件に関しては、また後で質問の中に入れさせていただきます。今回、バスが中型バスになって、中型バスが小型の9人乗りになったことによって、僕自身もさまざまな状況、6月議会でも他の議員が循環バスについての件を取り上げておられましたけど、そうした利用している市民の方々からの声としてはどういったものがあるのかお伺いしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 予測どおりということでございますけれども、また小型化したことによりまして、やはり定員オーバーが若干起きておりますので、そのことや、それからまた小型化したことによりまして、狭い道路へも入ってほしいという要望も何点か来ております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 私自身は、バスを利用している高齢者の方々から利便性の悪さというのを聞いているので、ひとつ紹介させてもらうんですけども、例えば私は近江富士団地に住んでいるんですけど、そこからアルプラなどに買い物によく行かれます。その便を私もこの循環バスの便を見させてもらおうと、行きはまだ行く可能性が3回ほどあります。帰り、行きの便と帰りの便のアクセスが本当に悪いと。ちょっと細かいことは言わないですけど、2時間あくのと30分しかあかないのと、その次は2時間あいてしまうという状況で、実際に買い物に行かれている高齢者は行っても結局循環バスでは帰ってこれないので、タクシーを利用しているという方が多いというのを聞きました。タクシーを使うとすごく高いお金がかかるので、これでは何のために買い物に行っているのかよくわからないような状況が起きているという話を聞きます。七間場のほうの方からも買い物に行っても、20分しか時間がないので20分では買い物は済ませられないという感じで、この方々もタクシーをよく利用しているというような話を聞いております。これはダイヤに関しての

件になるんですけども、この利用者の利便性を考慮すると、こういうダイヤを改正していくことが必要ではないかと考えますけど、それに対しての見解をお願いします。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） コミュニティバスにつきましては従来から4コースで運行しておりますけれども、コミュニティバスの全コースが平和堂とか野洲病院を經由しております。昼間の時間帯を中心に1コース当たり往路、復路とも3便から6便の運行がありますので、路線バスの運行とあわせると、ある程度の利便性が保たれていると考えております。さらなる利便性の向上のためにコースを増やすことは、新たな経費の投資が必要になるため、現状では考えておりません。

次に、利用者からの声ですが、現在バスの利用者等を対象にしたアンケート調査を実施しております。そのご意見や要望も集約いたしまして、今後の検討の参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 今の答弁だとある程度の利便性を確保されているというお答えでしたけれども、私が聞いている声の中では利便性が悪いと、買い物、行きはよいよい帰りは怖いというような状況になっているので、考えてほしいというような市民の皆さんの声があります。例えば、今はまだ70代、80代の高齢者の方々でも元気に運転をされている方は結構たくさんおられます。ですけど、これから10年後、20年後を考えると、特に町の中心部から離れた地域のさらなる高齢化や過疎化が進むことが予想されます。買い物とか病院とかいった、こういったような高齢者の方々の生命線とも言うべきバス運行のきめ細やかな対応策を考えていくべきであり、市民のライフラインの充実が求められると思います。

そういった中で、現実、このバス運行というのは、これまで空気を乗せて走っているとか、一部分を充実するとほかにしわ寄せが来るなど、なかなか根本的な問題解決は確かに難しいと思います。だからこそ、行政だけでは対応し切れない点を、この視点、発想を転換して考えていく必要があるのではないかと思います。その一例として、例えば全国的にこの公共交通、バスのことは問題になっていますが、例えば私が調べたものの中でも、スーパーが送迎を直接しているとか、あとはデパートが、帰りのお客さんの買い物した荷物を高齢者に限って、65歳以上とか、年齢を制限して、そうした人に対してだけは、あと

お店から何キロ以内という、半径何キロとかそういう制限はあるみたいなんですけど、それに対して買い物した荷物を運んであげる、人を運ぶのではなく荷物を運ぶ。実際買い物をされて高齢者の方々が困るというのは、買い物して、行きは体一つ、かばん一つで行けるんですけど、帰りにやはりたくさんのお買い物をしたときに帰るのが大変、これはなかなかスーパーに気軽に行けないのでたくさん買ってしまう。さらにそれも重くなってしまうという問題もある。そこを解決するような、これは民間の企業の話ですけど、そういったような取り組みをされているスーパーやデパートなんかもあるというのを見ました。そういった点で、先ほど言いました、なかなか循環バスでは対応し切れないという点を、例えば野洲でいえばアルプラザなど、あと西友とか、そういったところにこういったような取り組みをできないのかということを経営として働きかけていく必要があるのではないかと、思うんですけど、これまでこういったような取り組みをされたのかと、なかったとしたら、そういう働きかけに対してどう思われるか、お願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） まず第1点目の、将来の高齢化、過疎化への対策についてでございますけれども、今後の高齢化等の進捗から社会的弱者の移動手段の確保という、公共交通の役割や使命はますます重要になってくると思っておりますので、今年度の運行結果等を踏まえながら、コース増の裏打ちができる財源の確保や、今後のバス事業の展望を見通していきたいと、このように考えてございます。

それから、行政だけでは対応し切れない点を、さまざまな分野への働きかけについてというご質問でございますけれども、企業といたしましては、経営に対する収益を重視されておりますことから、現実には非常に難しいと承知しております。ご意見のまず送迎についてでございますけれども、例えば駅から店舗へのシャトル型であれば実施の可能性はあると思っておりますけれども、店舗から市内各地域への送迎については、営業上から見て成立しがたいのではないかと、このように承知しております。後段の荷物を運ぶという件につきましては、企業さんのほうで営業上メリットがあるというのなら取り組まれるのではないのでしょうか。市といたしましては、昨年までバスの利用者が1人当たりが717円ほどかかっておったものを500円前後まで見直しをいたしました。今後も一人でも多くの方にご利用いただけるよう、コミュニティバスの利用効率や稼働率を高める検討が先決であると、このように承知しております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） コース増の裏打ち、財源確保の方向で考えておられるということはずごく期待を持てることだと思います。本当に、そう進めていってほしいと思うんですけども。もう一つ、スーパーの企業さんが送迎することによっては、利益はどんどん送迎が進むことによって出るのではないかと。実際、僕たちの、僕の暮らしている近江富士団地にしても、隣町とか、市外に買い物に行かれる方が多い。アルプラ自身も、僕の友人たちが社員として働いている話を聞くと、やはり厳しいと、経営状況が。非常に大きいところが出てきているので、そうした厳しい現状にある中で、こういった送迎を入れるとか、そういった取り組みをすることによって、自分たちのお店が、周りの地元の人たちがそこに来てもらえることになるということは、利益が上がるというふうな高循環につながっていくことになるので、そういったお金を自分たちのまちで、お店に、企業に落としてもらうという意味でも、企業で働いている、そのことがまた市の税収にもつながってくると思うので、この問題はできれば取り組んで、行政として声をかけていく必要はあると、私は思います。

それと、次なんですけど、このバス問題、昨年、滋賀交通バス減便についても同じように取り上げていましたけど、やはりこれからの市民の本当に大切な交通手段として考える上で、切実な問題だと思います。6月議会で他の議員がこのライフラインの充実についての質問に対しての答弁で、買い物や通院など、身近な生活の困りごとを個人の問題とするのではなく、地域の問題として受けとめて、地域福祉活動を行う自治会やグループに市としても支援をしていきたいと考えているとありますが、これは具体的な要望はあったのでしょうか。こういった支援を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 太田議員の自治会の要望についてお答えを申し上げたいと思います。具体的には自治会としての要望はいただいておりません。ただ、自治会の中のある方から、送迎なり買い物ですね、この部分について検討していると、取り組もうしているというお話は聞かせていただきました。ということで、こういった支援というところまでまだ考えておらないということでございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 私自身、5区の自治会の役員の方々とお話を聞いてきました。まず、今この循環バスに対する認識、アンケートや訪問などを行われて調査をされているん

ですけど、本当に買い物を楽しみな高齢者が多い中で足が不自由、バスの便の問題などで、なかなかそこで不便を感じておられると。ただ、その自治会の方々が調査する中でも、現状のバス、循環バスが回っているけど、朝晩は多くても、昼間はがらがらだと。なかなか乗っておられる方も少ないという認識もされておられます。今、市の財政が厳しい現状も踏まえると、この循環バス等の公共交通だけには頼れないということも感じておられます。その中でも、今、市の三上学区に対する明確なビジョンというのも全然見えてきてないと。農業にしたいのか、商工業にしたいのか、住宅開発なのか、そういうことも見えない中で、昔は農協やスーパーがしっかり充実していて、住みよい地域として引っ越ししてきたけど、現在はもう資産としての価値も下がっていると。こういった状況があるというのを言っておられました。資料もいただいて、その中で抜粋させると、例えば5区の自治会の高齢化率というのは、現在20%が5年後には36%、10年後には46%と急激に本当に高齢化していく。買い物に対して病院通いや車の運転ができなくなった高齢者にとって一番不便になる。買い物支援は自分たちが案外できそうである。病院通いの支援は難しそうである。車で買い物や病院通いを支援するとき、自動車保険に加入していない場合もあり、保険を考える必要がある。市や県への補助金を当てにした活動では自立できないのではないかと。行政にはもう余り期待はできない。もっと自立自助を図るべき。ボランティア活動保険加入は必要である。ある方は自主的に買い物の手伝いをされている。いわゆる買い物難民の課題はこれから5区でも多くなる。高齢者になって運転もできなくなって、公共バスだけが外部接触の手段になると。こういったような、ほかにもいっぱいあるんですけど、さまざまな意見が出されています。こういったことを踏まえて、当局の方も話は聞いているということでしたけど、自分たちの自助努力で解決策を探ろうとしている一つの案としてバスの補完ということで、自主的な送迎というのを考えておられると。

これは伊賀上野の方々が取り組まれているという一例があるんですけども、ボランティア同士でお互い契約を交わして、事故が起きても責任を問わない。要は、自分たちのボランティアで送迎を、もししたとしても、万が一の事故ということが一つ問題になると。あとは法的な問題、白タクになってしまう、ならないとかいう問題もあります。

僕もこの件を取り上げている中で、一つ登録会員制というのがいいのではないかとのお話がちょっと出て、登録会員制になると、月とか年会費で運営費を賄えるわけなので、これは法的には解決できるのではないかと。白タクにはならないという話もお互いしました。ただ、一番の問題は、この保険に対するお金がかかる問題とか、法的なものに関して

も実際どうなのかという専門的な知識もまだわからないということを言われていて、こういったすごく考えておられるわけですね。バスだけには頼らない。それを自分たちの地域の力で何とかしようと。もしバスがなかなか充実できないと仮にしたならば、こうした地域の取り組みに対しての市のサポート体制、先ほど言った法的な問題だとか、保険のグレードアップ、搭乗者保険にかかる金額を市として負担するとかそういふことができないのかをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） ボランティア送迎につきましては、今、多くの地域でもされています。今、道路運送車両法の問題があります。ボランティア送迎に例えば市の補助金出すとか、会費を集めてやられると。基本的に、そういうときに、そういう部分については有償運送になってしまいます。だからボランティアの保険を市が補助したら、これは有償運送ですので道路運送法にもとづく79条。この部分を申請していただいてやっただけ、料金が発生しますので、その中で活動していただくのが一番理想的かなと思っていますので、是非ともそういうかたちで立ち上げていただいて、法人格をとっていただくとか、今県社協等いろんなところが運送法についてアドバイスいただけますので、私も含めて支援してまいりたいと考えております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 今、地域の方々、高齢化が進んでいる駅から離れた地域の方々、切実に考えて自分達の公共交通、移動手段、自分達努力でしていこうと考えておられます。これからさらなる具体的な要望があがってくると思います。できるできないいろいろあると思いますが、耳を傾けてもらって進めていってほしいと思います。

次の2点目ですけど、妓王寺について質問したいと思います。先ほど西本議員も祇王さんの話されましたけれども、再来年のNHKの大河ドラマに平清盛が決定したという報道がありました。平清盛と言えば、祇王とのかかわりが深く、悲哀の物語としてたびたびメディアでもとりあげられています。野洲市には平家物語のゆかりの地、妓王寺があって祇王誕生の地として建てられていることは皆さんもご存知だと思います。ここで簡単に完結に、皆さんご存じだと思いますけども、紹介しておきますと、この祇王さんは平安時代に野洲の地元で生まれて、平清盛、御存じの人に寵愛されて、白拍子となったんですけど、そのときに何か願いごとはないかと言われたときに、自分自身の何か欲望とかいうのではなくて、自分が生まれ育ったこの野洲の町、干ばつで苦しむ故郷の村人を救うために、こ

の野洲に水路をつくるように清盛に頼んだ。そして、でき上がったのが、もうたびたびよく取り上げられております、妓王井川というものがつくられました。その後は、いろいろ清盛の寵愛が常盤御前に移って、自分たちは嵯峨の往生院、祇王寺のほうへ尼さんとして行かれたという話もあるんですけども、本当にこの野洲市とかかわりの深い祇王寺というのは、今回の大河ドラマ、行われるということで、町を大きくアピールしていくチャンスだと思いますけど、この妓王寺のアピールや整備、メディアへのアプローチなどを考えておられるのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（山本利夫君） ただいまの太田議員のご質問にお答えをいたします。これまで本市の妓王寺は、祇王、祇女の生まれ故郷として情報発信をしていたところでございまして、ハイキングのコースに加えたり、またボランティアガイドによる祇王の生涯を紹介するといったことを行ってまいっております。このような中で、NHKの大河ドラマ、平清盛に決定したことはただいまのご紹介のように、本市といたしましても祇王の妓王寺、あるいは妓王井川など、ゆかりの地が多くあることから関心を持っていただけると期待をしているところでございまして、また大篠原の平家終焉の地等とも結びつけられることから、来訪者も多く来ていただけるというようなことで期待をいたしておるところでございます。こうしたことから、滋賀のロケーションオフィス、これは屋外撮影を誘致する県の組織でございますが、こういったところと連携をしながら、NHKに対して情報発信をより一層進めてまいりたいと思っております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） この妓王寺、野洲にある生誕の地として祭られている妓王寺は、中北の自治会で管理されているということで、私自身もお話を聞いてきました。いろいろ話を聞いている中で、今管理が大変だと、すごく皆さんの有志で頑張って管理をしているけど、今後の高齢化のことを考えたり、あと建物の老朽化を考えると、そういった面ですごく大変だと。その中で、今回僕が取り上げてちょっと矛盾するところも出るかもしれないんですけども、大きくアピールして、例えば観光客をどんどん県外から集めるような活動をとっていたんですけど、地域の方々からすると、単純にそうして多くの観光客が来られてもなかなか大変だと。今現時点でも頼まれたらそのときに時間をつくってガイドをするとかいうような状況というのをお聞きしました。そういった面で、これは普通に野洲市が取り組まないとしても、テレビで平清盛の中で妓王寺のことを取り上げられると自

然に観光客がふえる。今も坂本龍馬がやっていますし、そういったようにやっぱりNHKの大河ドラマの影響力というのが大きくて、そのゆかりの地ということが一つでも紹介されると、やはり多くの人を訪れるということもあるので、この野洲市が積極的にするしはないは別として、来年、再来年以後、観光客の方々が多くの人を訪れたときに、この地域の方々のサポートというのか、そこにご迷惑のかからないような何か取り組みというのを今のうちから考えていかないとだめだと思うんですけども、その件に関してお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

環境経済部長（山本利夫君） 今、ご指摘がございましたように、現在は地元のほうで管理をしておられますし、また多くの方が訪れられますと、やっぱり妓王寺自体が現在のご承知のように、立地的には日常の生活圏に設置、あるということで、受け入れ態勢等も当然ございます。その中で、市の、あるいは観光協会といたしましてもどういうことができるか、事前に地元と十分に協議をしながら対応をしてみたいと思います。妓王寺そのもの自体がお寺という固有の建物でございますので、支援にはおのずと限界があるということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） なかなかいろいろ制約があるという話も聞いたので、現実できることとできないことがあると思いますけど、地元の方々のことも本当に考慮してもらって、まだ時間はたっぷりあると思うので、早め早めにこのことを考えていってほしいと思います。本当に、その地元の方々のことももちろん考慮しながら、今回のことは一つの大きなチャンスだと思うので、さまざまな分野に働きかけを進めていってほしいと思います。これは一つ、教育とか野洲市の歴史を広めていくという観点からも、市民に対してのアピールとか、子どもたちへの歴史を学ばせるようなよき機会ではないかと思います。ここにも記してある郷土の偉人というところに祇王と祇女の物語ということが取り上げられて、学校にも何十冊と置かれていると私も聞きました。そういった面で、何か具体的な取り組みなんかをお聞きしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 教育長。

教育長（南出儀一郎君） ただいまの太田議員の妓王寺に係ります子どもたちへの働きかけに関するご質問にお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、今回のことは、子どもたちが、郷土について学ぶというよい機会であろうと、このように考えております。今、ご指摘がございましたように、郷土の偉人を活用いたしまして、野洲の歴史あるいは文化・遺産について学校のほうでは学習の推進に努めているところでもございます。

また、ことしの7月には、野洲市の地理あるいは歴史を中心にして、そういったものの理解促進を目指すために、小・中学生を対象といたしまして、「まなび野洲ジュニア検定」ということを実施いたしました。郷土に対する子どもたちの理解を深めていくということで、この授業についても学びの意欲を確かにするために進めていきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） この話自体、僕は最初に取り上げようと思ったのは、県外の方から、平清盛をやるから野洲市はすごくアピールできるチャンスじゃないかと言われました。そこからいろいろ始まったんですけど、僕自身は歴史に本当に疎くて、正直、妓王寺のこととかも余り知らなかったんですけど、今回こういったことですごく勉強させていただきました。そういった意味でも、今回のことをチャンスで、子どもたちにも大きく広げていけるチャンスだと思います。ぜひ積極的に取り組んでもらいたいと思います。歴史民俗博物館でイベントをするなど、そういったこともいろんな手段があると思うんですけど、また考えていってほしいと思います。

最後になりますけど、3点目の質問に変わります。三上小学校の改築に伴う駐車場についての件を質問したいと思います。

ちょっと地図で見たほうがわかりやすいかなと思ってコピーしてきました。今回の改築工事で元々駐車場があった場所。ここですね、黒塗りのところですね。この駐車場がもとあった場所に新たな教室が建てられ初めていますけど、会派勉強会でお聞きしたところ、新たな駐車場として、この改築工事が終わった後に、どこを駐車場にするかということをお聞きしたところ、このピンクで塗っているここ、星印があるのは正面玄関です。県道側の。ここに駐車場をつくられると。あと、横の池があるスペースにも駐車場を確保するための整備を進めるというようなお話を聞きました。これは新たな駐車場の確保としては問題はないと思うんですけど、しかしこれまで県道側の正面と市道側の反対側の裏手の2カ所からの車の入り口があったのが、正面からしか入れなくなりました。ということに

問題があるのではないかと思います。正面の県道側に面しているほうですね、この入り口のほうはピンクのほうの県道側は皆さんも御存じだと思いますけれども、本当に渋滞の問題、この根本が解決していないことを踏まえると、アクセスできる入り口が正面しかないということは問題ではないかと思います。当局の説明の中では、裏手のこっちの青いほうなんですけど、青い市道のほうに旧第1保育園、そこに敷地があって、そちらのほうを駐車場としても検討というのをお聞きしました。現在、臨時駐車場として使っているのはこの県道側の正面玄関ですね、斜め向かいのところ、ここを臨時駐車場として一般開放されていますけど、朝夕かかわらず、本当に交通量がすごく多い状況の中で、ここは横断歩道もないですし、歩道也没有せん。そういうような危険度が本当に高い状況であります。そういった中で質問をさせていただきます。現在改築中の状況での教員の方や一般の利用者の利用台数というのはどれくらいあるのかお聞きします。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 太田議員の改築中の教職員ほか、一般の駐車場の利用台数についてでございますけども、現在の三上小学校における駐車場は、県道向かいの駐車場と、旧三上第一保育園跡地を校舎改築工事期間中の臨時駐車場として確保しております。まずは県道向かいの駐車場は、29台分を確保しております。保護者とか学校体育施設の利用者にご利用いただいております。また、旧三上第一保育園跡地の臨時駐車場につきましては、全敷地のうち、24台分を教職員用として現在利用しておりますのですけれども、学校行事の際には保護者の方もご利用いただけるように、残りの敷地が約20台分くらいあるんですけども、そちらを開放しております。なお、現在の学校敷地内の先ほど黒く塗りつぶしたところでございますけれども、約10台程度の駐車場につきましては、耐震化工事期間中であるために、来年度末まではご利用いただけない状況でございます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 改築工事を終えてからの新たな駐車場は何台分確保を考えられているか。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 現在の学校耐震化工事に伴います駐車場の整備方針としましては、臨時駐車場として利用しています旧第一保育園跡地を今後学校施設の駐車場として整備を予定しております。このことによりまして、舗装して白線を引くことによりまし

て、約50台程度確保が可能かと思えます。また、耐震化工事による学校施設内の外構整備、最終になりますけれども、先ほど校舎と校舎の間でございますけれども、約30台程度の駐車場を確保する予定をいたしております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 今、旧第一保育園側に教員の方が使っておられると、そこを臨時駐車場に一般開放されているということですが、今、いろいろ台数のお話も聞きましたけれども、旧第一保育園側も一般開放していただけないのでしょうか。現在、臨時駐車場のほうは僕自身も毎週グラウンドを利用させてもらっているのですが、夜に数十名、仲間が集まって、県道側の臨時駐車場から正門を渡って行っているんですけど、夜でも交通量がすごく多いんです。先ほど言いましたけれども、横断歩道もなく、歩道もない状態で渡ったりしてます。すごく危険な状態なので、裏手の第一保育園側のほうを一般の人にも開放してもらおうような方向で考えてもらえないのか。もちろん朝は7時から9時までの通行規制があるので行けないんですけど、その時間を除いての開放というのをできないのかお聞きします。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 改築工事後のお尋ねだと思うんですけども、旧三上第一保育園跡地のうち、利用面積等を考慮した場合に駐車場としての一定の利便性がありますし、教職員利用以外の駐車スペースも確保できるということから、学校体育施設利用者等の一般利用者にも使用していただけるように現在手続を進めているところでございます。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 現在の臨時駐車場のほうはどうなるんですか。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 県道側の現在の駐車場でございますけれども、耐震化工事終了後も三上小学校の駐車場施設として継続してまいりたいというふうに考えております。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） もう一回ちょっと確認しておきたいんですけど、改築工事後は使えるようになると、第一保育園側も。それまでは教員しか使えないということですか。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 1点目のご質問で申し上げましたように、20台程度は一般開放が可能なんですけども、かぎ、施設の関係で若干問題がございまして、その整理が

必要ですので、現状はちょっと難しいという課題がございます。もう少し時間をいただいて整理をしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

1番（太田健一君） 考えていってもらいたいんですけど、ただその広報とか周知のほうを、どのように使えるよと、もし裏でも使えるというのをする必要があると思うんですけども、それはどうお考えで。

議長（鈴木市朗君） 教育部長。

教育部長（東郷達雄君） 利用可能という形になれば、生涯スポーツ課が学校開放の所管課でございますので、生涯スポーツ課を通じて、各学校開放の登録団体のほうに周知をしていきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 暫時、休憩いたします。

（午前 11時 50分 休憩）

（午後 1時 0分 再開）

議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議再開の前に高橋議員から発言を求められていますので、これを許します。

高橋議員。

4番（高橋繁夫君） 先ほど私が発言いたしまして、再々質問に対しまして、今後は人間味もブレンドと言ったことを訂正いたしまして、今後は人間味も豊かにした市政運営ということに訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時 1分 休憩）

（午後 1時 1分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋議員。

4番（高橋繁夫君） 先ほどの答弁で、教育長の発言を教育部長にと訂正させていただきます。

議長（鈴木市朗君） それでは、次に、通告第11号、第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） 大きく2点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、同和行政について。1969年に同和対策特別措置法が施行され、2

002年に地対財特法が失効し、約40年にわたっての特別対策は終了しました。この間、地域住民の方や行政の方々の努力により、生活環境の改善、産業の振興、雇用の促進、就労の安定、教育の充実、人権教育などを進め、大きく改善しました。この成果の上に立って、特別対策から一般施策へと移行する方向が示され、近江八幡市では同和行政を終了し、一般対策で行われています。

人権センターの問題や改良住宅の払い下げの問題など残された課題はありますが、同和事業の中で解決するのではなく、一般施策の中で解決する方向がとられています。野洲市においても早期に同和行政は終了し、一般施策に移行し、進めるべきだと考えます。

その第1点目として、市民意識調査、同和地区生活実態・意識調査について質問いたします。野洲市において5年に一度の調査が行われ、一般市民には2,000人のサンプルのうち865人、回収率43.6%、有効回収率33.8%、対象地域からの意識調査は549人の対象者に対し487人回収、回収率88.7%、このうち回答拒否が64、白票が40などあり、有効回収率は73.1%という調査報告書が出されました。

このような状況の中で以下の点を質問いたします。

まず第1点目、調査分析を部落解放・人権研究所に委託することによって、結果は、差別は根強くあり、同和対策事業や啓発は続けなければならないということになっています。また、部落差別をなくす方法として法律で罰するという設問になったということです。一運動団体の考え方を導き出す調査そのものが公平な実態調査と言えるのでしょうか。見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） それでは、野並議員の同和行政についてのご質問にお答えをしたいと思います。

調査分析の委託についてということでございます。このことにつきましては、入札による業者選定の結果、社団法人部落解放・人権研究所に決定したもので、調査報告は客観的な分析であると認識しております。ご指摘の、部落差別をなくす方法として法律で罰するという設問についてでございますが、前回平成17年、前々回旧野洲町で平成15年にありますが、調査においても設問されており、継続的な質問項目でございます。また現在、国で議論されている人権侵害救済法（案）のことも念頭に入れたものでございます。同和問題の解決方法について、具体的に7項目にわたる意見を提示し、尋ねたものでありまして、妥当であると考えます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 皆さんには、私も含めていただいたわけですが、この同和地区生活実態・意識調査報告書、これの33ページまた35ページにおいて、差別する者は法律で処罰するとか、35ページにある差別を法律で禁止するという設問設定になっております。法律で罰するというのは、今までから継続をされていたものだからとか、今現在人権救済法が審議されているということで妥当ということをおっしゃいましたけれども、この法案に関しても賛否両論がありますね。反対をする団体、そういったものもある中で、賛否が分かれている項目に対して、あえてそれが妥当やというふうな形で設問をするということに問題があると思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 人権侵害救済法の関係でございますが、これは人権擁護推進審議会の答申、2001年の5年ですけれども、救済の実効性にも限界があるなどとして、人権救済制度における救済方法を大幅に拡充する必要があるという答申も出ておるところでございますので、そういう観点からもそういうことが言えるのではないかというふうに思っております。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 継続的に行っているというこの調査機関ですけれども、この調査機関は部落解放同盟研究部門の社団法人の一つであるということで、おのずと一運動団体の結果を引き出していくという、そういう調査結果になるというのは明らかになるということとをわかっての上での調査ですよ。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 今、野並議員はそういったご指摘なんでございますが、人権研究所の目的を申し上げますと、部落差別を初め一切の差別撤廃ということの目的とされておりますことから妥当であるというふうに思いますし、今回の調査に当たっては、大学の社会学の講師等の方の協力も得まして分析を行ったものでございますので、議員おっしゃるようなことはないというふうに考えております。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） どっちにしても、ずっと引き続き同和事業は必要、根強く差別はあるというふうな形になっておるということを言っておきます。

次に、この実態調査ですが、同和地区生活実態・意識調査において、同和地域を行政が特定をし、調査をされておられます。今現在混在化が進んでおりまして、同和地域を特定するという時期ではなく、同和地域を解消する時代に到達したのではないかと思います、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 調査の必要性ということでございます。この調査につきましては、当然ながら同和問題の早期解決のために、同和対策事業を実施している地域における生活実態あるいは課題等を把握をしながら、差別を生み出している原因等を調査するものでございまして、今年度で切れます同和対策基本計画、次期計画及び実施計画の策定に係ります基礎資料とするものでございます。それと、ご承知かと思うんですけども、野洲市の人権尊重のまちづくりに関する条例というのがございますが、その条例第7条にも調査ということも明記してございますので、そういうことから実施をしたものでございます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） この調査の25ページそして28ページに、和田の地域では2割近くが夫婦とも一般地域に住んでいる。この地域に住みたいという人が67.8%。理由は、家があり家族がいるからというのが一番の結果になっております。その次に多いのは、生活するのに便利、交通の便がよいというのが続き、行政の施策を受けられ経済的に有利と答えている方はわずか3人ということで一番少ない状況であります。特別措置法の施策を行っていくために同和地域を限定し、その地域に住んでいる人すべてに個人施策を実施しているというのが今野洲の現状であろうかと思います。地域改善事業はもう完了して、地域は基本的にはよくなったということは、この冊子にもそういうコメントが出てあります。この地域改善事業が完了しても、個人施策があるから地域を特定していかなければならない。一般施策で対応していったならば、もうこういった同和地域というのを特定する必要がなくなってくるのではないかというふうに考えますが、どう思っておられますでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 野並議員の質問にお答えするんですけども、やはりこの実態調査からもいろんな課題が見えてございますので、例えということで今1つのことを取り上げて質問をされたと思いますけども、やはりいろんな生活実態調査から課題の見える部

分について対応していく必要がございますので、先ほども申し上げましたとおり、この調査分析に基づいて次期計画にこれをいかに反映していくかということにあると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 一番最初に、私が冒頭に言いました近江八幡。近江八幡市は昨年4月からもう同和という名のつく一切の施策をやめられました。隣保館も児童館も廃止し、地元の自治会に無償貸与したりとか解体をしたり、総合センターもなくしていく。特別な対策をすべてやめられましたが、混乱は起こっていません。最近建てた隣保館も用途変更して、特別なことで残っているのはおふろのない家庭があるために、公衆浴場ぐらいが残っていると。野洲は公衆浴場もありませんから、特別対策をやめれば、もう本当にすべて野洲ではこういった特別な対策は必要ないというふうに思うんです。以前私は和歌山県の吉備町の話で議会でも発言をいたしました、あそこではもう同和地域返上ということで、同和加配の先生ももう要らん、すべて一般対策で行うということで、町自身が同和地域そのものを返上するというので進められて、もう久しくその状況が続いております。

ですから、今、次期計画に対して行うというふうなことをおっしゃいますが、この計画、今あるこれですね。同和対策基本計画、平成18年3月に制定されて、これは5年間の形で行うということで、一番最後に書かれておりますが、本当にまだまだこれからもやっていくということですね。人権尊重のまちづくりに関する条例のそういったものの具体化を図っていくとか、人権センターを設置、今人権センターが設置されてます。5年前に出された方針に基づいて着々とこの計画で進められ、そして一番最後に、意識調査を行って今後の施策の推進に活用するというので、もう5年前に既に、その最後にやるということを書いておられて、21年に実態調査がされましたね。

ということで、延々とこれを続けられていく。今こういった形で、まださらに、今答弁にありましたように、この調査に基づいてまたこの計画を5年分つくられるということでしょう。今そういう時代ではもうなくなってきているという、お隣の近江八幡市がこういった方向ではなくて、やめてしまうということで一般施策にしていくというのが今流れたというふうに思うんですけども、見解を求めたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） まだまだ続けるのかというようなことですが、一つ紹介いたしますと、1996年5月に地域改善対策協議会というところから、同和問題の

早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方という意見具申があるわけですが、この中で、特別対策の終了すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもないというふうな意見具申もございます。地域の状況あるいは事業の必要性の的確な把握をしながら、真摯に施策を実践していく主体的な姿勢も求められているということが示されておるわけでございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、今年度が最終年度となります同和対策基本計画の次期計画を策定する中で、昨年度の実態調査等で明らかになった残された課題解決、それに明確な目標あるいは到達時期、終期の設定等を盛り込みながら集中的に取り組む必要もあるのではないかとこのように思うところでございます。

以上、回答します。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 残された課題は一般施策で行うべきだと思います。近江八幡市のように。

この調査についてもう一つ続けていきますが、野洲市は身元調査お断り運動というのを行政でされておられます。しかし、この地区の実態調査では、身元調査をされているんですが、この見解を求めたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 調査が身元調査に当たるのではないかとこのことでございます。そもそも身元調査といいますのは、結婚や就職に際しまして、本人の知らないところで、その人の経歴あるいは家柄、親の職業などを調べることでございまして、当然プライバシーの侵害であるとともに、同和地区出身者などが不当に差別的な扱いを受けるといった人権侵害につながるものだと思っております。しかし、今回の調査につきましては、職員が戸別訪問し、本人もしくは家族に調査の趣旨を説明いたしまして、ご理解をいただいた上で実施したものでございます。目的も手法も身元調査とは異なるものだと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 本当に職員がやれば、了解してもらったら身元調査に当たらないというのは、それはちょっと詭弁やと思うんです。この中で聞いておられるのが、夫はこの地域、妻は他の同和地区の生まれとか、夫婦とも他の同和地区の生まれとか、夫はこの

地域、妻は一般地区の生まれ、夫は他の同和地区または一般地区の生まれ、こういうふうな具体的に一人一人を聞いてるんですよ。もう今、全国的に混住化というのか、本当に移動してますからね、私ももう3回も引っ越ししてるんですよ。子供が生まれたのは京都の檜原で生まれました。今野洲に暮らしています。出生地は檜原です。でも父親は高知です。もう本当にみんなどんどん動いているようなそういうような状況の中で、一般地域に、今同和地区やと言われていた子供たちも、一般地区に独立して暮らしておられます。そして、その方は一般地区でしょう。一般地区出身ですよ。こんなどんどん変わっていった中で、そしてあの地域のところにはアパートも建ち、一戸建ての住宅も建ち、全く関係なく暮らしておられる方がおられます。そんな人も同和地区出身という形ですよ。地区ですから。ここのエリアは同和地区とってエリアを決めておられるんですからね。というふうな、こんな形をとって、パーセントを出して、これが本当に次の課題を残された課題を解消していくというのには、本当にこれ、こんな調査そのものは今やるべきでないというふうに思うんですよ。行政が本人の確認をもってやってるから理解してもらってるというふうな、そんな次元の話ではもうないと思います。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 先ほども申し上げましたとおり、やはり地区の実態をつかみまして、今後の同和施策のあり方について検証する必要もございます。そういう意味からこの調査を実施しているものでありまして、当然相手の方のご理解をいただいた、十分に調査の内容も説明をして理解をいただいて、繰り返しになりますが、調査をしているものでございます。

それと、混住化が進んでいる。当然混住化も進んでおります。そんなことで、調査に当たりますと、それぞれ隣保館がございますので、総合センターあるいは有隣館と協議の上でそういう調査の内容についてですか、そういうことも検討しながら進めてまいったものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） こういった部落だけを取り立てた意識調査ということはもう本当にやる必要はないと思います。しかも、今度またこれをもとにして、あと5年間の計画をつくるということもやめるべきやと私は思います。憲法に基づく基本的人権をどう達成していくかというところでやるべきだというふうに私は思いますので、今後の同和行政についてを質問させていただきたいと思います。

固定資産税の減免とか技能習得訓練補助金とか、こういったものも廃止をして一般施策として全市民に拡大をしていくべきだと思いますが、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） それでは、個人施策についてご質問につきましてお答えをしたいと思います。現在同和地区住民を対象といたしました、ご質問の固定資産税の減免あるいは技能取得教育訓練受講補助金制度につきましては、将来的には廃止するとの認識の上で、その事業のあり方や事業の終期の設定について、これも何度も繰り返しになりますが、今年度見直しを行っております次期同和対策基本計画策定の中で検討をしてみたいと思います。

なお、個人施策の一般化につきましては、例えば修学奨励資金給付事業の一般施策化も検討していますが、今回のご質問の2つの事業については、市民全体への拡大は考えておりませんのでよろしく願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 拡大を図っていかない、そんなの当たり前で私はやめるべきだというふうに言ったんですけども、それは次期計画の中で検討と言われましたが、いつやめられるんですか。次期計画は5年間ありますが。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 個人施策につきましては、やはりその内容等も検証しながら、そして今の計画期間中につきましてもいろんな面で個人施策の見直しを図っているところですので、当然今の効果等も見まして検証しながら、先ほど申し上げました廃止時期というものも検討する必要があるというふうに思います。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 時期はいつかと聞いたんですけども。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 当然今の固定資産税あるいは技能賦与の補助金が必要なくなるというか、そういう市が判断した時期が終わりの時期やというふうに思います。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 平行線です。

次、コミュニティーセンターを利用しているサークルに人権学習を義務づけておられま

すが、このような押しつけの学習をしているのは野洲だけではないでしょうか。こういった押しつけ学習はやめるべきだと思いますが、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 市民部長。

市民部長（高田一巳君） 野並議員の同和行政に関する質問の中のコミュニティーセンターに関してのご質問にお答えいたします。

コミュニティーセンター登録団体への人権学習につきましては、今回の市民意識調査結果からも教育・啓発が重要であることが明らかとなっております。こうしたことから、できる限り多くの市民の方々に教育の機会を設けるため、コミュニティーセンターを利用されている登録団体の方々には人権学習をお願いしているところでございます。利用団体の方々には趣旨を理解いただくとともに、主体的な学習の場としていただくために研修方法や内容について支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） この野洲の押しつけの基礎になっているのが、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例の部落差別を初めとするあらゆる差別というところから端を発して、その中に市民の責務として行政が行うそういったものの啓発に参加するよう努めなければならないというふうな形で規定になっていってるんですね。そういった意味で、安土と近江八幡が合併をしました。安土にはこの種の人権条例がありませんので、合併した近江八幡市ではまだこういった人権条例はできておりません。そういう意味で、市民の責務、こういった啓発に参加しなければならないとかいうふうなものは一切なくなりました。お隣の町でそういう意味でどんどんと本当に一般施策化されていっている状況であります。今野洲の人権条例というのは、弊害という形になってきているんじゃないでしょうか。この人権尊重のまちづくりに関する条例の第5条によって推進本部が設置され、要綱ができてますし、第6条によって人権施策審議会ができておりますし、それに基づいて補助金やらもできていますし、擁護推進委員とか啓発講師に関する要綱とか、もうとにかくこの部分に関しまして、これも野洲市人権擁護推進委員要綱なんですけども、一番最初に書かれているのが「部落差別を初めとする」という形で文章がつながっていってるんです。ですから、あらゆる差別じゃなくて、とにかく部落差別を初めとするという形で、どわあっといろんな形で広がっていってるんです。私は近江八幡が今人権条例をつくっておられないというふうなところ、私はもう野洲のこの人権条例そのものはもうやめるべきだというふ

うに思うんですけど。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 野並議員はやめるべきだということなんですけども、やはり市としては、これは今後の人権全体にもかかわりますし、当然まだ同和対策についても市の調査結果でもいろいろ課題があるということですので、第1条の目的にも掲げてございますように、部落差別を初めあらゆる差別のない野洲市ということですので、これを廃止するという議論では今ないというふうに思います。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） たびたび近江八幡の問題を出しますけども、野洲の場合、同和人権関係の職員さんが19人、嘱託9人、合計28人が配置されています。近江八幡ではもうそういったところの職員、全部引き揚げをされました。そこでお尋ねいたしますが、野洲の同和人権関係の職員の給与は幾らになりますか。また、野洲の同和人権関係の予算全体は全体で幾らになりますか。近江八幡市では職員を引き揚げたということで、地域で自立が進み、地域の公園の草刈りも毎月自分たちが出て草刈りをしていんるといような状況なんですけども、野洲の同和地域の中の公園の草刈りなんかは今だれがどういうふうに行われておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 総務部長。

総務部長（岡野 勉君） 申しわけございませんが、今の予算の関係あるいは職員28名の給与関係については、それと3点目の公園の管理も、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午後1時34分 休憩）

（午後1時35分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

野並議員。

2番（野並享子君） 同和の最後の部分で、9月11日の人権フェスタで野中廣務元官房長官と市長が対談をされます。この野中廣務さんは自民党の元幹事長です。同和特別扱いは悪い感情を生み、差別を助長する。自分が行政にかかわっているときは特別扱いを一掃するために努力してきたと発言をされておられます。このような思いを持っておられる

方と対談をされる市長は、まだ特別扱いは必要という考えを持って臨まれるのかどうか、お尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 特別扱いがどういう特別かというのは、ちょっとお尋ねの趣旨がわかりませんが、先ほどの総務部長とのやりとりを聞いてみても、同和問題というのは、ご指摘のように1969年から特別措置法で始まっています。どんな施策も完璧な施策はありませんから、プラス面とマイナス面が当然出てきます。恐らく69年といいますが戦前からその時点までに同和地区といいますが部落への差別、特に生活環境ですとか産業的な面では本当に実体的に大きな課題があって、その解決のために法律ができて、国民を挙げて取り組まれてきたと思います。恐らく野中さんのこの発言というのは、今私が言いましたように施策というのはプラス面とマイナス面がある。プラスよりはマイナスが大きくなった、いわゆる臨界点における発言だったと思います。ただ、社会というのは完璧じゃありませんから、どこでどう見るかによってやはりまだ問題も残っていると思いますから、私としては、これまでの野洲市の同和行政というのは余りにも透明性がなくて、随分以前から野並委員はきりきりとしておられるんですけども、私は前から言ってますように課題がないのに施策を対応しようとは思ってません。だから可能な限り課題を解決して行って、施策をなくしていくという姿勢でありますから、野中さんにもそういう対応です。それと、先ほどのお話で少し気になったのが、同和地区を解消するとおっしゃったんですけども、同和問題、部落問題は解消がありますけれども、幾ら混住化が進んだり外へ出ていかれても、これは同和地区というよりは部落なんですけども、同和地区というのは法律で定められた制度で今法律がなくなってますから、正式には同和地区はございません。ただ、野洲市の場合は同和対策予算という中で、予算は条例通ってますから、その中で同和地区はまだ存在していると思いますけども、いずれにしても地区に生まれて地区に住んでおられて、地区に住み続けようと思われる方々に対して、地区の解消という考え方というのは私はちょっと理解しかねます。恐らく、さっきからのすれ違いを聞いてみても、そこが根本にあるのではないかなと。私は結論はわかりませんが、地区の解消というその考え方が少し今のすれ違いの根底にあるのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 野中さんが言っておられる解同を経由した税申告はそのまま認められて、税務署が調査に入ることはできないというような特別扱いとかエセ同和とかいろんな形でそういう特別な部分があって、こういうことはあかんということで私は動きましたということで2010年3月5日の京都新聞の「あの日あのとき」というところで言っておられます。そういう意味で、このところでお話をされるというのですから、一応聞いておいてください。

それと、近江八幡市では、本当にもう総合センターにあるデイサービスも全部なくされてしまいました。その中で、地域でデイサービスを立ち上げるという人も生まれてきて、行政に頼るというのではなくて、本当に住民が自分らの地域を守っていく、自分らの暮らしをよくしていくというその意識の芽生え、これが地域の自立こそ特別措置法が目指した方向ではないかというふうに思うんですけども、市長、どうでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 全く同感です。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） そしたら次、児童虐待に移ります。

全国的には2009年度に全国209カ所の児童相談所が受け付けた児童虐待の相談件数は4万4,210件、前年度対比で3.6%の増になり、調査開始以来19年間で最高となっています。児童福祉士の配置基準は日本の場合児童人口8,200人から1万3,100人に1人、ドイツでは900人に1人の基準になっており、他の国々と比べ余りにも低い状態であります。これまでの児童虐待からネグレクトと呼ばれる児童放棄がふえています。その背景には社会的な貧困があると指摘されています。平成16年の児童虐待防止法の改正により、市町村でも虐待の申告先となり、市町村と児童相談所が二重構造で対応する仕組みとなりました。平成20年の児童福祉法の改正によりまして、これまでの要保護児童に加え、養育支援を必要とする児童や妊婦も追加された、地域における児童虐待防止のシステムがつくられました。野洲市でも児童虐待による死者は出ない保証はなく、以下の点を質問したいと思います。

まず第1点、野洲市内の児童虐待の相談件数の推移と特徴、現状についての対策はどのようにされているのか。また今後どのようにされるのか、市長の見解をお尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員の、児童虐待についてお答えを申し上げたいと

思います。

まず、市内の児童虐待相談件数でございます。この数字には前年度の継続件数を含んだ数字となっておりますけども、平成20年度では123件、21年度は126件でございます。県下での状況を少し申し上げますと、豊郷町が一番高くて児童100人当たりが3.38人でございます。本市が1.39人、県平均が1.09人ということになっております。相談の特徴としましては、ネグレクトが全体の5割を占めておりまして、心理的虐待が増加している状況です。また、虐待の対象の約8割が小学生以下ということで、3歳未満児や小学生が増加するとともに、父親の虐待がわずかながら増加しております。現状の対策としましては、野洲市の要保護児童対策地域協議会を平成17年に立ち上げをしましたが、ここで県の子ども家庭相談センター、医師会、民生・児童委員などの方と連携を図りながら早期対応に努めているところでございます。また個別ケース会議では、関係機関との情報の共有、対応の確認、役割の分担などケースごとにきめ細かな協議を早期に開始しておりまして、回数につきましては21年度では108回に及んでおります。今後、相談を受けたケース以外にも虐待の実態があると考えられますので、虐待を疑うような事案につきましては、市民また機関が必ず市に通告をいただけるよう、さらなる啓発強化、また継続した見守りを努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） いろいろと野洲での取り組みはされているのはよく知ってるんですけども、今回大阪で1歳と3歳の子供さんがネグレクトの犠牲になられたことは皆さんもよく御存じだと思います。身近な相談相手が必要だったのではないのでしょうか。専門家によりますと、児童の人口の5%ぐらいが虐待に遭っていると言われております。今答弁ありました野洲は126人ということですが、5%というのとあと450人ぐらいの方ですので、まだまだ潜在的にそういった部分があるのではないかと、掌握できていないのではないかとこのように思います。

高島市で平成17年7月に痛ましい事件が起こりまして、その後行政を挙げて取り組み、みんなが関心を持たれて、相談件数が児童人口の2.5%ということで、県下の中でも本当に高くなっております。そうした中で、高島の広報の7月号に、守れなかった命を見つめてということで、3ページにわたっていろいろと詳しく特集がされております。毎年11月が人権の週間になっていきますね。こういう虐待防止週間とあわせて、こういったこと

をされておられるんですが、野洲市では19年に冊子を配られたと思うんですが、その後どうなっているのかお尋ねしたいのと、こういった児童虐待防止に向けて、11月の月間に向けての特集なんかを取り組む必要があるんじゃないか。それと、民生児童委員による1歳児の訪問がされていると思うんです。そのチェックシートを裏面で子供の様子、保護者の様子というのを書くことになっているんですけども、インターホン対応ではそういったことがなかなかできないと思うんです。ですから、持っていかれるおみやげは一体どういものを持っていかれてるのか、お尋ねをしたいと思います。連絡や通報があったときの対応できる体制、24時間の体制がどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 高島の事例を挙げられました。再びこのような子供の痛ましいことがないということで啓発等、一番ある意味では県下で積極的に取り組まれているとっております。その意味では、先ほど申しましたように、まだまだ126件というのがすべてではないという意味では、市民啓発について一層努めていく必要があると考えております。本市もそういう意味では早くから地域協議会を立ち上げて取り組みをしています。関係機関との連携につきましては、密なるものができていると考えております。虐待マニュアルというのがこの3月にできました。関係機関との連携、市民啓発に一層取り組んでいこうという形でマニュアルをつくりながら、早期の発見にまた対応していこうということで取り組んでおります。

1歳児訪問につきましては、もちろん子育ての不安で悩んでおられる方ということで、保護者の方ということで、未然防止ということで主に民生委員さんとも連携をとって進めていきたい。ただ、今聞いていますところだと、絵本的なものという部分で、訪問時の配布物としては取り組んでいただいているということでございます。24時間につきましてはですけども、基本的には今24時間の救急ダイヤルというんですか、これ全国版もありますし県版もございます。そちらに電話してください。この前、大阪府知事もおっしゃってたんですが、そういう形でいただきますし、市としまして一次的な通告は市・児童相談所、両方ともが担っておりますので、市も緊急のときには連絡をいただければ、即動くような形で、命にかかわるものについては動いていくということを考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 民生委員さんが本当に何回行っても会えないとか、アパートなん

かは訪問販売もすごくあるんです。ですから簡単にドアはあけられないんですよ。何されるかわからないということで、インターホン越しでもうおしまい。中にいてても出ないという人もおられます。下手に出ると家にいるということがわかるからというような形で、やっぱりいろんな形で保健婦さんとか訪問をしていくという、そういう民生委員さんだけではなくて、そういった部分やらももっともっと強めていかなあかんのと、ドアをあけてもらうために、絵本ぐらいやったらドアからすっと入りますしね。じゃなくて、子供さんの様子も書くことになってるんですよ。表情が乏しいとか落ちつきがないとか極端にやせてるとかね。子供さんを見ない限り書けませんよね。そしたら、もっと子供の喜ぶような、ちょっとドアをあけてもらってお土産が渡せるぐらいのものにするとか、何かこうチェックがかけられるようで、そして実態がわかるようなそんなものも必要じゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） ありがとうございます。一番はお出会いする、そして子供と触れ合う、保護者の思いを聞くということですので、その手法については、民生児童委員もいろいろとお考えいただいておりますので、またその部分もお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 次に、県内には2カ所の児童相談所しかありません。この相談件数が21年度で1,610件、県全体で2,802件ということで、そしてまた一時保護施設も満杯の状況で相談を受けても施設で対応できないというような状況になっています。もっと野洲市としても県にそういった施設の充実を求めていくべきだと思うんですが、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 野洲ですと中央子供、児相ですけども、常に連携をとっています。その中でも、おっしゃるように、その話をしておりました。今年度わずかですけども、彦根のほうで増床されるということです。これについても聞きますと、当初はなかなかルール分で予算がつかなかった。子供青少年局長が知事に直接言って、ようやく認められたということでございます。昨年1日平均の、実は2つで30人の定員ということで、昨年1年間延べで25.1人ということで、今おっしゃるように満杯の状態ですので、

多くは児童擁護施設、近くでいくと守山学園にお願いするというので、そちらで一時保護するという状況ですので、その部分では少し、2人分ふえますが、今後もその部分は常に連携しながら、とりあえずあればきちっと保護するというのが県の役割ですので、その部分については言っていきたいと思っております。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 育児に本当に疲れたときに、一時的に預かれるように地域での里親制度というのがあるんですけども、野洲市は1家庭しかありません。守山で6家庭、高島で5家庭あるんですけども、この里親制度の充実をしていかななくてはならないと思うんですが、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 野洲の場合、里親制度という部分が近隣と比べますと少し少ないということで、啓発等は進めておるところですので、県もその部分には取り組むと言っているんですけども、実態はなかなか厳しいなと。周知はしているんですけども、特に民生委員さん等にいろいろとお願いをしているんですが、実態は厳しいというところでございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 野洲では担当の課は4人、そのうち相談員が囑託で2人おられます。しかし、もっともっと任用資格を持った人とか福祉施設、保健師、児童心理士、そういった人を雇って相談体制の充実が必要でないかと思うんですが、見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 従来からそういう方針を示しておりますが、とりあえず今は定数削減の計画がありますから、その計画全体の見直しの中で対応したいというふうに思っております。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 高島市は事件が起こった関係もありますが、7人体制で保健師が2名入っておられます。検診で問題があったときには、新生児の家庭に保健センターの保健師さんと一緒に課の保健師さんが行って話をされていって、実際に話をしたその人が課でケースの話をされるという、そういう形でされておられます。野洲市では新生児と2カ月の全戸訪問というのを保健師さんでされてますね。それは19年度からこんにちは赤ちゃん事業でされていると思うんですけども、やはり子ども家庭課にも保健師さんが本当に

必要やというふうに思うんですけども、市長、今全体計画の中でとおっしゃいましたけども、保健師さんをそこに入れていくという方針をお持ちでしょうか。

議長（鈴木市朗君） 市長。

市長（山仲善彰君） 個別についてはもう一回全体で考えたいと思ってますけども、今年度から発達支援センターに保健師を採用して入れてますので。それと、今議会に申し上げましたように、まず福祉事務所の体制が整ってなかったのを今年整えて、子ども家庭課という中できちっと児童相談の部署も位置づけました。どうも隣の芝生は青いように見えるんですけども、決して足元も芝生は青いと思いますから、ぜひ水をまいてやってください。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） この児童虐待の一番最後の質問をさせていただきます。

全体の相談件数のうちで8割が小学生以下ということになってます。野洲市の保育園・幼稚園・学校ではそれぞれ対応されてると思うんですけども、未就園児とか他市町の幼稚園とか私立の学校とか保育園とかいうふうなところに通っておられる方々はどういうふうに現状を把握されておられるのでしょうか。今後の課題についての見解を求めたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（新庄敏雅君） 未就園児につきましては、一定地域での、今民生委員さんがやっています子育てサロン、そして一番核となるのは今の市の子育て支援センター、これは在宅児ということですので、その触れ合う中で虐待の部分については保護者の方については、虐待というのは直接的であるかどうかは別としまして、子供とのかかわりの部分についてはしっかりかかわっていかなくてはいかんという思いもしております。今大きな社会問題となっております。今後、未然防止のためには子育て支援の充実ということで、また早期発見では虐待が犯罪であるということの通告制というものの市民啓発を進めていく。また、早期対応では、関係機関との連携に努めるということで、今後は、先ほど出ましたように、まず関係職員含めてのスキルですね、この部分というのは高めていかなくてはあかん。いろんな相談がある中でどこまで見切れるか、家庭事情も含めて、それが第一義やと思っておりますし、今申しました地域での子育て支援という部分ですね、地域である意味では子供を見守っていく、少し疑問があれば通告をしていくということも大事だと考えております。一番核となるのが地域協議会だと考えておりますので、ここを

しっかりと機能させていきたいということを考えております。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 野並議員。

2番（野並享子君） 子ども家庭課の職員さんとお話をさせていただきました。何人か気になる家庭がある。心の休まる日はないということをおっしゃっていました。深夜に駆けつけたこともあるということもおっしゃっていました。職員さんは限られた人員の中で本当に頑張っておられるというふうに。

議長（鈴木市朗君） はい、終わりました。時間です。ご苦労さんでした。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明10日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後2時 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年9月9日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 立入三千男

署名議員 河野司